

# 大阪府ごみ処理広域化計画

令和元年8月

大阪府



## **第1章 総論**

1. 本計画の趣旨	…	1
(1) 経緯		
(2) 基本的な考え方		
(3) 本計画の位置付け		
2. 計画期間	…	3

## **第2章 大阪府における広域化・集約化の状況**

1. 旧計画における広域ブロックと構成市町村	…	4
2. 一部事務組合の設置状況	…	5
3. 処理施設の設置状況	…	7
(1) 処理施設の種類ごとの設置状況		
(2) ごみ焼却施設の集約化・大規模化の状況		
4. 広域化・集約化に向けた検討・協議の状況	…	9

## **第3章 広域化・集約化の必要性・メリット**

1. 旧計画における広域化・集約化の必要性・メリット	…	10
2. 本計画における広域化・集約化の必要性・メリット	…	11

## **第4章 処理施設の整備に係る課題と広域化・集約化**

1. 人口減少やごみ減量化・リサイクルの進展によるごみ処理量減少への対応	…	13
(1) ごみ処理量に見合った処理施設の整備		
(2) 人材の確保と技術の継承		
2. 災害対策等の強化	…	15
(1) 災害時等における広域的なごみ処理体制の確保		
(2) ごみ処理システムとしての強靱性の確保		
3. 老朽化するごみ焼却施設の更新等	…	17
4. ごみ焼却施設整備費用の財源確保	…	19

## **第5章 広域化・集約化の方向性と推進方策**

1. 広域化・集約化の方向性	…	20
2. 広域化・集約化にあたっての検討事項	…	21
3. 広域ブロックの基本的な考え方	…	22
4. 広域化・集約化の方法	…	23
(1) 市町村による広域連携のための共同処理制度		
(2) 広域化・集約化の主な方法		
5. 広域化・集約化の推進のための取組み	…	26
(1) 市町村が取り組むべき事項		
(2) 大阪府が取り組むべき事項		

6. 本計画の見直し	…	27
------------	---	----

別表 処理施設の設置状況と今後の整備の予定	…	29
-----------------------	---	----

(1) ごみ焼却施設

(2) 粗大ごみ処理施設

(3) 不燃物処理・資源化施設

(4) 最終処分場（埋立処分地）

#### **参考資料**

1. 平成31年環境省通知	…	1
2. 廃棄物処理法基本方針	…	7
3. 廃棄物処理施設整備計画	…	9
4. ごみ焼却施設の余熱利用の状況	…	12
5. 民間業者等による処理施設の設置状況	…	13
6. ごみ焼却施設の規模別施設数と平均規模	…	14
7. ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量の推移	…	15
8. 大阪府の人口の将来推計	…	16
9. 大阪府のごみ排出量の将来推計	…	18

## 第1章 総論

### 1. 本計画の趣旨

#### (1) 経緯

大阪府では、「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成9年厚生省通知」という。）において、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、ごみ処理の広域化について検討し、都道府県が広域化計画を策定するよう通知されたことなどを踏まえ、平成11年3月、ごみ処理の広域化に関する基本的な考え方を示した「大阪府ごみ処理広域化計画」（以下「旧計画」という。）を策定し、市町村によるごみ処理の広域化が図られるよう取り組んできた。

この間、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量の大幅削減が図られ、また、循環型社会の実現に向けた3R（排出抑制、再使用、再生利用）を推進するための法制度の整備が進められるなど、ごみ処理の広域化を取り巻く状況は大きく変化してきた。大阪府では、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めた大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年大阪府条例第6号）が平成15年4月に施行され、「大阪府循環型社会推進計画」に従って、リサイクルの推進を含む循環型社会の構築に向けた施策を総合的かつ計画的に推進している。また、現在、すでに人口減少社会に突入しており、人口減少社会への対応や、持続可能な開発目標（SDGs）への貢献、さらに、地球温暖化対策や災害対策の強化がこれまで以上に重要な課題となっている。こうした社会情勢の変化に適切に対応し、持続可能なごみ処理システムを確保していくためには、今後ともごみ処理の広域化を推進していく必要がある。

国からも「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「平成31年環境省通知」という。）が発出され、都道府県が管内市町村等と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）に係る計画を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するよう求められているところである<sup>※1</sup>。

#### 【参考資料1：平成31年環境省通知】

以上のことから、大阪府として、広域化・集約化に関する基本的な考え方を改めて示し、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）と協力して、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化を推進していくため、新たな「大阪府ごみ処理広域化計画」（以下「本計画」という。）を策定することとした。

#### (2) 基本的な考え方

本計画は、広域自治体である大阪府として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）第4条第1項及び第2項に規定される市町村及び都道府県の責務を踏まえ、市町村に対する技術的援助として、大阪府における

広域化・集約化に関する基本的な考え方を示すものであり、もって市町村等と協力して広域化・集約化を推進することを目的とするものである。

また、一般廃棄物の処理施設の整備の主体となる市町村等の意向を尊重することを基本としつつ、市町村等においては、広域化・集約化の方向性を共有し、地域の実情に応じた効率的な処理施設の整備が広域的に進められるよう、本計画に即して広域化・集約化に向けた検討及び協議を行うことを期待するものである。

### **(3) 本計画の位置付け**

本計画は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年環境省告示第7号）に示された基本的な事項<sup>2</sup>及び同法第5条の3第1項に基づく「廃棄物処理施設整備計画」（平成30年6月19日閣議決定）に示された廃棄物処理施設整備事業に関する計画<sup>3</sup>に沿って策定するものである。

また、「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月）に掲げるごみ処理の広域化に向けた施策を推進するための基本的な考え方を示すものである。さらに、市町村域を越える広域的な災害廃棄物処理体制が確保されるよう、「大阪府災害廃棄物処理計画」（平成29年3月）と整合を図るものとする。

**【参考資料2：廃棄物処理法基本方針】**

**【参考資料3：廃棄物処理施設整備計画】**

## 2. 計画期間

計画期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間とする。

## 第2章 大阪府における広域化・集約化の状況

### 1. 旧計画における広域ブロックと構成市町村

平成9年厚生省通知において、広域化計画の内容に「広域化ブロック」の区割りを含めることとされたことを受けて、旧計画においては、6ブロック（北大阪、東大阪、大阪、南河内、堺、泉州）の「広域ブロック」の区割りを設定した。

旧計画における広域ブロック

広域ブロック	構成市町村	備考
北大阪ブロック	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町	<ul style="list-style-type: none"><li>・当時、豊中市は兵庫県伊丹市と共同処理をすでに実施</li><li>・当時、豊能町及び能勢町は兵庫県川西市及び猪名川町と共同処理の実施について協議中</li></ul>
東大阪ブロック	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市	
大阪ブロック	大阪市、八尾市、松原市	
南河内ブロック	富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、美原町	<ul style="list-style-type: none"><li>・美原町は堺市と平成17年2月1日に合併</li></ul>
堺ブロック	堺市	
泉州ブロック	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	

(平成11年3月末時点)



## 2. 一部事務組合の設置状況

現状、府内の市町村数は33市9町1村の43団体であり、ごみ処理事業に係る事務を行う一部事務組合は13団体（他府県にわたる3団体を含む。）が設置されており、旧計画策定時と比べると4団体増えている。このうち、ごみ焼却施設の設置等を含む事務を行うものは12団体（29市町村）である。

### 一部事務組合の設置状況

一部事務組合	構成市町村	設立年月日
豊中市伊丹市クリーンランド	豊中市、兵庫県伊丹市	昭和36年3月20日
泉北環境整備施設組合	泉大津市、和泉市、高石市	昭和38年2月1日
柏羽藤環境事業組合	柏原市、羽曳野市、藤井寺市	昭和39年2月14日
泉佐野市田尻町清掃施設組合	泉佐野市、田尻町	昭和40年5月24日
東大阪都市清掃施設組合	大東市、東大阪市	昭和40年10月4日
四條畷市交野市清掃施設組合	四條畷市、交野市	昭和41年1月20日
岸和田市貝塚市清掃施設組合	岸和田市、貝塚市	昭和41年9月5日
南河内環境事業組合	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	昭和42年10月19日
泉南清掃事務組合	泉南市、阪南市	昭和42年10月21日
猪名川上流広域ごみ処理施設組合	豊能町、能勢町、兵庫県川西市、猪名川町	平成12年8月11日
北河内4市リサイクル施設組合※1	枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市	平成16年6月1日
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合※2	大阪市、八尾市、松原市	平成26年11月25日
枚方京田辺環境施設組合	枚方市、京都府京田辺市	平成28年5月31日

※1 北河内4市リサイクル施設組合は、一般廃棄物のうち容器包装プラスチックの中間処理を行うための圧縮梱包処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を実施。

※2 令和元年10月1日の守口市加入により大阪広域環境施設組合に名称変更。

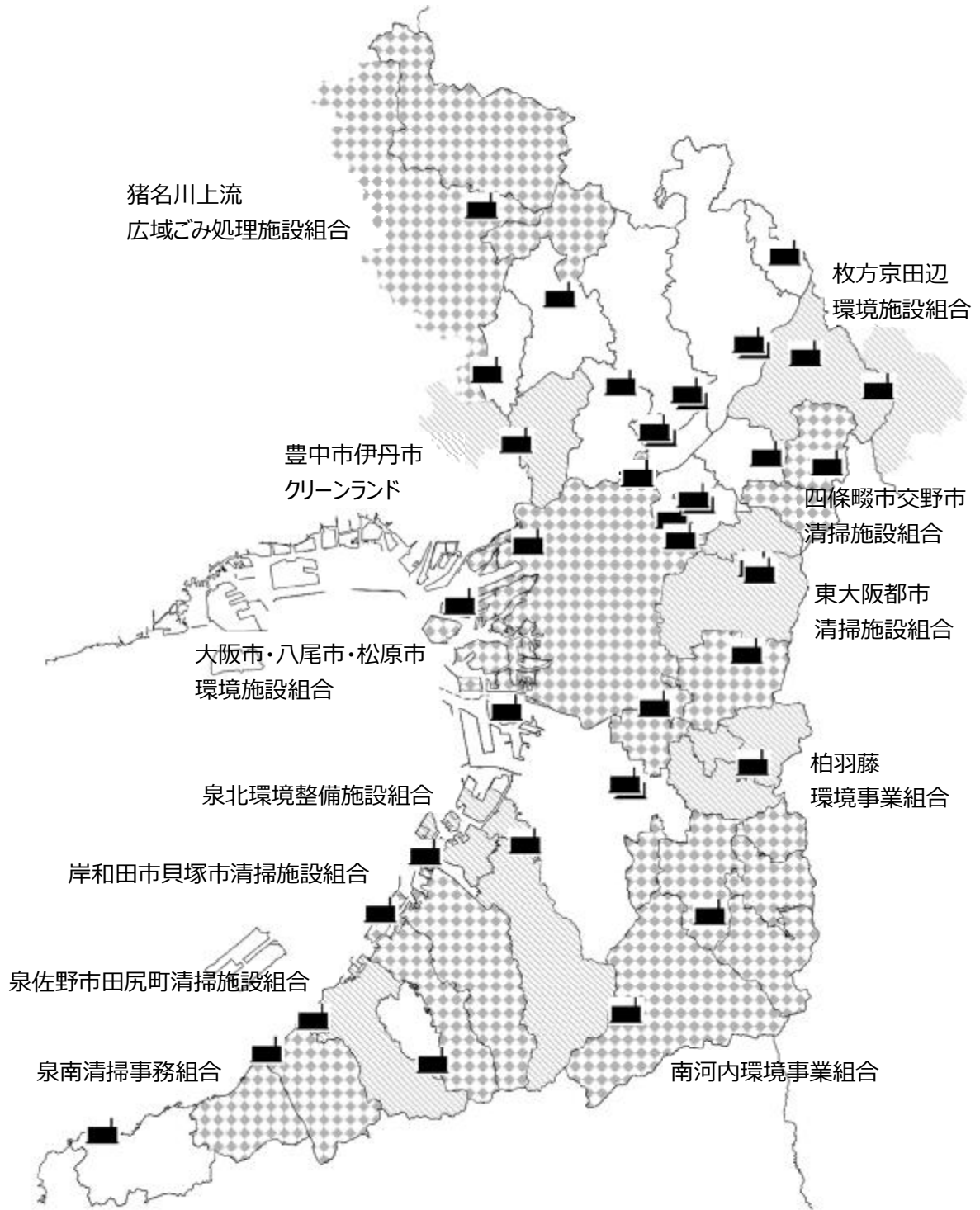
なお、一部事務組合を設置せずに単独でごみ焼却施設を設置している14市町のうちには、堺市、吹田市、高槻市、茨木市、寝屋川市のように人口20万人を超える大きなものがある一方、岬町、忠岡町、島本町、熊取町のように人口5万人に満たない小さなものもある。

### 単独でごみ焼却施設を設置している市町の人口

市町	人口	市町	人口	市町	人口	市町	人口
堺市	844,681人	吹田市	369,441人	高槻市	354,309人	茨木市	280,567人
寝屋川市	237,762人	守口市	144,055人	箕面市	136,436人	門真市	124,952人
池田市	102,987人	摂津市	85,474人	熊取町	44,062人	島本町	30,644人
忠岡町	17,306人	岬町	16,325人				

（平成28年10月1日時点、平成28年度大阪府の一般廃棄物（平成31年3月））

ごみ焼却施設の設置等に係る事務を行う一部事務組合とごみ焼却施設の設置状況



### **3. 処理施設の設置状況**

#### **(1) 処理施設の種類ごとの設置状況**

府内における処理施設のうち、市町村等が設置しているごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、不燃物処理・資源化施設、最終処分場（埋立処分地）の種類ごとの設置状況（平成31年3月末時点）は別表「処理施設の設置状況と今後の整備の予定」のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

なお、施設数は、原則として廃棄物処理法に基づく設置の届出ごとに計上しており、一部届出不要なものを含んでいる。また、届出上は一体であっても種類ごとに分離可能なものの一部は複数の種類で計上している。

##### **① ごみ焼却施設**

府内におけるごみ焼却施設は、25団体（11市4町10一部事務組合）の39施設（73炉）がある。また、ごみ焼却施設の余熱利用の状況については、発電を実施しているものが26施設、蒸気又は温水の供給を実施しているものが10施設ある<sup>参4</sup>。

**【参考資料4：ごみ焼却施設の余熱利用の状況】**

##### **② 粗大ごみ処理施設**

粗大ごみ処理施設とは、粗大ごみを対象に破碎、圧縮等の処理及び有価物の選別を行う施設のことをいう。府内における粗大ごみ処理施設は、23団体（10市3町10一部事務組合）の26施設がある。

##### **③ 不燃物処理・資源化施設**

不燃物処理・資源化施設とは、粗大ごみ処理施設又は保管施設（ストックヤード）以外で選別、圧縮・梱包等を行う施設（前処理を行うための処理施設を含む。）のことをいう。府内における不燃物処理・資源化施設は、15団体（5市2町8一部事務組合）の16施設がある。

##### **④ 最終処分場（埋立処分地）**

府内における最終処分場で一般廃棄物を受け入れることが可能なものは、6団体（3市3一部事務組合）の6施設がある。

なお、処理施設については、市町村等が設置しているもののほか、民間業者等が設置しているものがある<sup>参5</sup>。

**【参考資料5：民間業者等による処理施設の設置状況】**

## （２）ごみ焼却施設の集約化・大規模化の状況

府内のごみ焼却施設については、施設数は旧計画策定時の平成10年度の53施設から平成30年度には39施設と約3割減少しており、集約化が着実に進んできたといえる。また、施設の規模別で100 t／日以上のもので全体に占める割合は平成10年度も平成30年度も約8割（全国では平成28年度で約5割）でほぼ横ばい、施設の平均規模は平成10年度が306 t／日で平成30年度が314 t／日（全国では平成28年度で161 t／日）とほぼ横ばいである<sup>参6</sup>が、全国と比較すると、大規模化が進んでいる状況にある。

【参考資料6：ごみ焼却施設の規模別施設数と平均規模】

#### 4. 広域化・集約化に向けた検討・協議の状況

府内の一部の市町村等においては、現在、広域化・集約化に向けた検討・協議が進められている。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（令和元年10月1日から「大阪広域環境施設組合」に名称変更）への守口市の加入については、令和元年5月28日に組合同規約の変更が許可され、令和元年10月1日に守口市が加入し、令和2年4月1日から4市による共同処理を行うことが決定している。

茨木市及び摂津市は、連携協約及び事務の委託による広域処理に向けて、平成30年12月25日に基本合意書を締結し、検討及び協議を行っている。

また、泉佐野市、田尻町、熊取町及び泉佐野市田尻町清掃施設組合は、平成30年3月28日に新たなごみ処理施設の設置等に係る基本的事項について覚書を締結し、検討及び協議を開始している。

### 第3章 広域化・集約化の必要性・メリット

#### 1. 旧計画における広域化・集約化の必要性・メリット

ごみ処理の広域化については、国において、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の発生抑制を図るため、ごみ焼却施設は全連続運転による安定燃焼が確保される規模とする必要がある、そのため、人口規模の小さい市町村においては近隣市町村と連携して一定規模以上の全連続炉への集約化(広域化)を推進することが必要とされたことを受けて、旧計画に基づき、取り組んできたところである。

この間、ダイオキシン類の排出規制の強化等に伴い、全国的に、市町村等によるごみ焼却施設の改善対策や更新工事が着実に進められるとともに、ごみ焼却施設の適正な維持管理の徹底が図られてきたことなどにより、ごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン類の排出量は大幅に削減された。府内における市町村等のごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン類の排出量は、平成9年度には120g-TEQ/年であったが、平成29年度には0.60g-TEQ/年となっている<sup>参7</sup>。また、現在は府内の全てのごみ焼却施設が排ガス等に係る排出基準並びにばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(焼却残渣)の処理に係る基準に適合している。

#### 【参考資料7：ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量の推移】

また、旧計画では、ごみ処理の広域化について、ダイオキシン対策のほか、次のような利点を挙げていた。

- 焼却残渣の高度処理対策
- マテリアルリサイクルの推進
- サーマルリサイクルの推進
- 公共事業のコスト縮減

## 2. 本計画における広域化・集約化の必要性・メリット

ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量の大幅削減により、ダイオキシン対策の観点から広域化・集約化を推進する必要性はなくなった。

その一方で、広域化・集約化を通じた、ごみ処理事業のコスト縮減、効率的な熱回収やリサイクルの推進が引き続き期待されていることに加え、新たな課題として、人口減少やごみ減量化・リサイクルの進展によるごみ処理量減少への対応、災害対策等の強化、老朽化するごみ焼却施設の更新等を迫られている。

これらのことから、広域化・集約化の必要性・メリットは以下のとおりと考えられ、今後も広域化・集約化を推進する必要がある。

### 広域化・集約化の必要性・メリット

#### ① 人口減少やごみ減量化・リサイクルの進展によるごみ処理量減少への対応

人口減少の進行やごみの排出抑制、再使用及び各種リサイクル法に基づく再生利用等の推進によるごみ処理量の減少に対して、持続可能な適正処理を確保するため、広域的にごみの排出動向を見据え、ごみ処理量に見合った処理施設を計画的に整備するなどにより、効率的なごみ処理体制の構築を図る必要がある。

#### ② 災害対策等の強化

災害時や事故時等におけるごみ処理体制の代替性の確保の観点から、広域的に安定的なごみ処理体制を継続的に確保する必要がある。

#### ③ 老朽化するごみ焼却施設の更新等

老朽化するごみ焼却施設への対応として、一市町村等単独で更新等するよりも、複数の市町村等間で計画的にごみ焼却施設の集約化を進めるなどにより、ごみ焼却施設の整備を効率的に行うことが期待できることから、特に小規模なごみ焼却施設の集約化を図る必要がある。

#### ④ ごみ処理事業のコスト縮減

市町村等のごみ処理施設を集約化するなど広域的なごみ処理によるスケールメリットによって、ごみ処理事業に係るコスト縮減を図ることが期待できる。また、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により経費の効率化を図り、社会経済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めることが必要である。

#### ⑤ 効率的な熱回収の推進

ごみ焼却施設を集約化し大規模化を進めることにより、発電効率や熱利用率が向上し、効率的な熱回収が期待されることから、ごみ処理施設の省エネルギー化や地域へのエネルギー供給を行うことで、温室効果ガスの排出削減、地域への貢献、売電等収入の確保に資することができる。

#### ⑥ リサイクルの推進

資源化可能なごみを広域的に回収することにより、リサイクルを効率的に推進することができる。なお、廃棄物系バイオマスの利活用については、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、温室効果ガスの排出削減に資することから、地域の特性に応じて、効率的に推進する必要がある。



## 第4章 処理施設の整備に係る課題と広域化・集約化

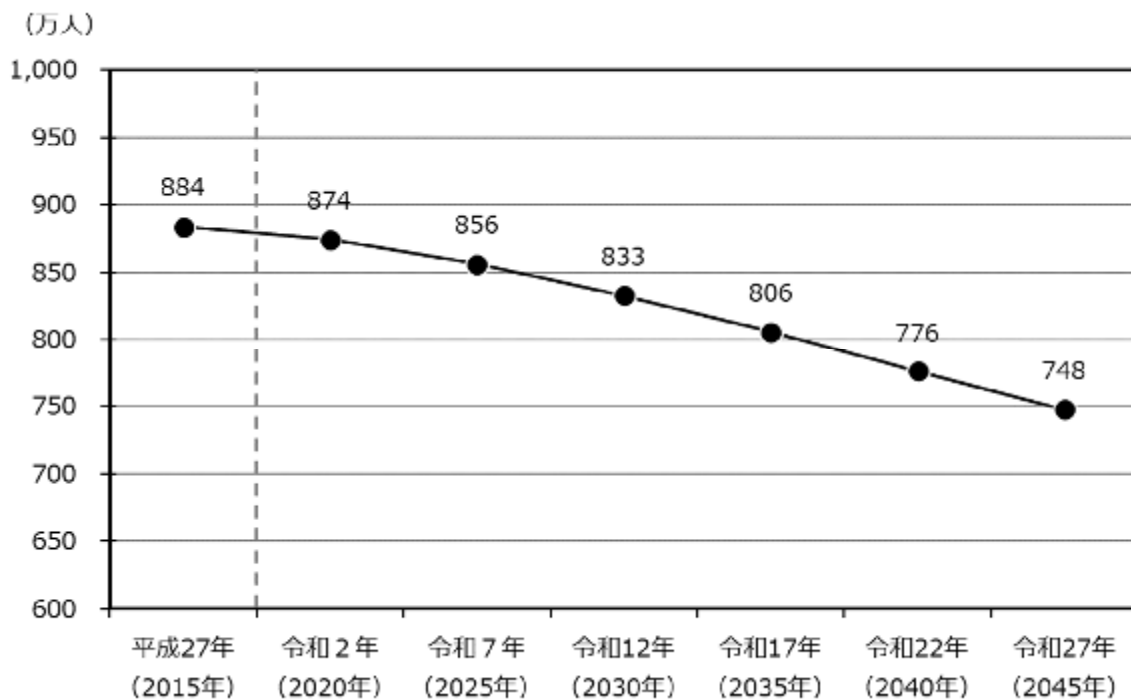
### 1. 人口減少やごみ減量化・リサイクルの進展によるごみ処理量減少への対応

#### (1) ごみ処理量に見合った処理施設の整備

大阪府の人口は、平成22年をピークとして減少に転じ、平成27年には884万人となっている。「大阪府の将来推計人口について」（平成30年8月、大阪府政策企画部企画室計画課）における推計結果（ケース2（中位））によると、今後、減少傾向は続き、令和7年には856万人、令和17年には806万人、令和27年には748万人となると見込まれている<sup>参8</sup>。

【参考資料8：大阪府の人口の将来推計】

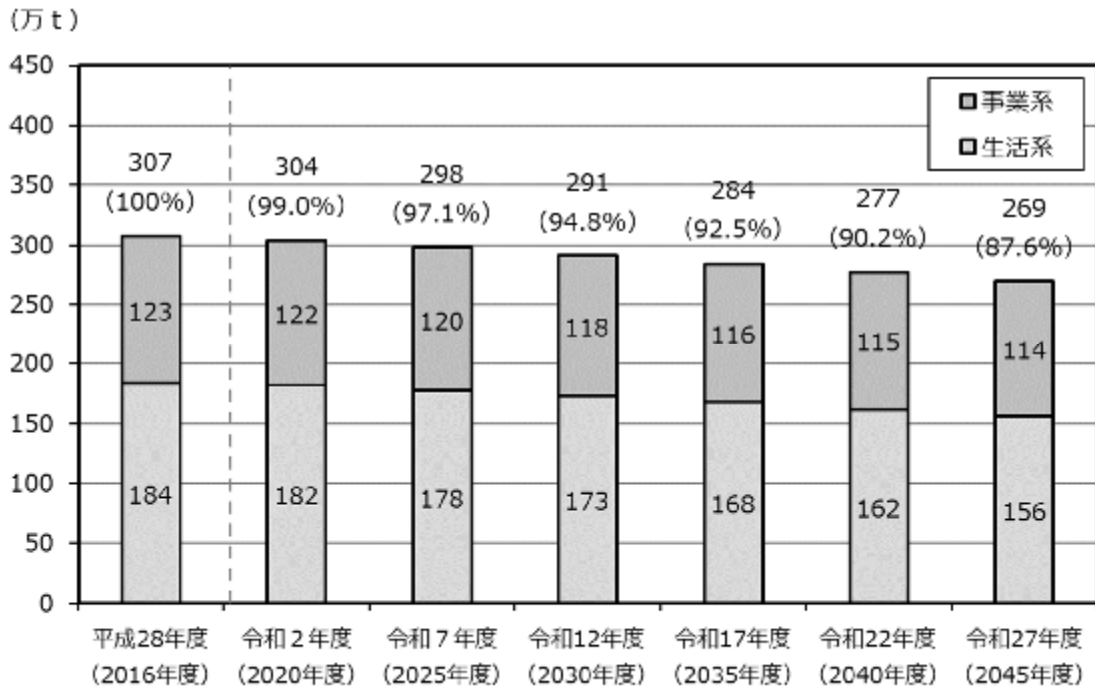
人口の現状と将来推計



また、大阪府における平成28年度のごみ排出量は年間307万tであり、このうち生活系ごみ排出量が184万t、事業系ごみ排出量が123万tとなっている。将来推計人口をもとにした簡便な試算により将来のごみ排出量を推計すると、生活系ごみ排出量も事業系ごみ排出量も減少し、ごみ排出量全体としては、令和7年度には年間298万t（平成28年度比2.9%減）、令和17年度には年間284万t（平成28年度比7.5%減）、令和27年度には年間269万t（平成28年度比12.4%減）に減少すると見込まれる<sup>参9</sup>。

【参考資料9：大阪府のごみ排出量の将来推計】

## ごみ排出量の現状と将来推計



人口減少の進行に加え、ごみの排出抑制、再使用及び各種リサイクル法に基づく再生利用等の推進によってごみ処理量が減っていくと、ごみの収集運搬の効率が低下する可能性があるほか、ごみ処理施設の稼働率が下がり、処理能力に対して相当の余力が生じることとなる。

ごみ処理量の減少に伴って生じる処理能力の余力を活用して他市町村のごみを受け入れたり、又は、近隣の複数のごみ処理施設の廃止の時期を見計らって更新したりすることにより、ごみ処理施設の集約化を図ることで、地域におけるごみ処理体制の構築をより効率的に進められる可能性がある。府内のごみ処理事業に現状で年間1,200億円以上の巨額の経費がかかっていることから、コスト縮減が図られるメリットは大きい。

このため、中長期的かつ広域的なごみの排出動向を見据え、ごみ処理量に見合った処理施設の計画的な整備を進めていく必要がある<sup>参3</sup>。

### 【参考資料3：廃棄物処理施設整備計画 2(2)】

なお、平成31年環境省通知では「人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましい」とされているところであり、府内の広域化・集約化においても、積極的な対応が望まれる。

## (2) 人材の確保と技術の継承

府内のごみ処理量の減少が見込まれる中、将来においては担い手が不足するおそれもあることから、市町村等の連携等により、ごみ処理に係る人材の確保や技術の継承を図る必要がある。

## 2. 災害対策等の強化

### (1) 災害時等における広域的なごみ処理体制の確保

近年、全国的には、豪雨による水害・土砂災害、大規模な地震等、毎年のように大規模災害が発生しており、また、関西では、今後、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されていることから、災害時の円滑な廃棄物処理体制を確保することが必要である。また、事故や点検補修、更新等に伴って処理施設を長期停止せざるを得ない場合等であっても、適正なごみ処理体制を確保する必要がある。災害時や事故時等における廃棄物処理体制の確保に向けては、平素より広域的な連携体制を築いておく必要がある<sup>参3</sup>。

#### 【参考資料3：廃棄物処理施設整備計画 2(5)】

大阪府では、災害時等においてもごみや災害廃棄物の処理が適正かつ円滑に行われるよう、旧計画の広域ブロックを基本として、市町村等が広域的に連携・協力する体制の構築を図ってきたところであり、現状、「大阪府災害廃棄物処理計画」に示された5つの地域エリアごとに、一部事務組合の設立や災害時等におけるごみ処理に係る相互支援協定が締結されている。

災害時等におけるごみ処理に係る相互支援体制

地域エリア	概要
大阪エリア	・構成全市（大阪市、八尾市、松原市）により一部事務組合（大阪市・八尾市・松原市環境施設組合）が設立され、平成27年4月1日より事業を実施。
北大阪エリア	・平成27年7月1日に「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定書」を締結。（豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、能勢町、豊能町、豊中市伊丹市クリーンランド、猪名川上流広域ごみ処理施設組合）
東大阪エリア	・平成20年3月3日に「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定書」を締結。（守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市、東大阪都市清掃施設組合、四條畷市交野市清掃施設組合、北河内4市リサイクル施設組合）
南河内エリア	・平成29年6月1日に「ごみ処理広域化南河内ブロック内における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定書」を締結。（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、南河内環境事業組合、羽曳野市、柏原市、藤井寺市、柏羽藤環境事業組合）
堺・泉州エリア	・平成25年3月22日に「一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定書」を締結。（堺市、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合）

（平成31年3月末時点）

今後、災害時等においても安定的なごみ処理体制を継続的に確保していくためには、市町村等の処理施設を、通常のごみ処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平素からごみ処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある<sup>参3</sup>。また、代替性の確保の観点からは、災害時等におけるごみ処理に係る相互支援協定の締結により広域的な連携体制が一定構築されているが、ごみ処理の広域化を図り、それぞれの市町村等が複数の処理施設を有する体制を構築することは有効である。

【参考資料3：廃棄物処理施設整備計画 2（5）】

## （2）ごみ処理システムとしての強靱性の確保

地域の核となる処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、ごみ処理システムとしての強靱性を確保することで、地域の防災拠点として、特にごみ焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できる<sup>参3</sup>。

【参考資料3：廃棄物処理施設整備計画 2（5）】

### **3. 老朽化するごみ焼却施設の更新等**

老朽化する既存のごみ焼却施設については、長寿命化・延命化を図りつつ、計画的に更新等を進めていく必要がある。特に、小規模なごみ焼却施設を有する市町村等にとっては、ごみ処理の広域化により集約化を図ることで効率的に更新等を実施することが可能となり、財政的な負担の軽減の観点からも、大きなメリットが期待される。

府内のごみ焼却施設 39 施設 (73 炉) のうち、稼働年数が 25 年以上のものが 19 施設 (35 炉) ある。このうち、基幹的設備等を更新する延命化対策を実施済み (延命化対策実施後稼働年数が 15 年未満のものに限る) 又は実施予定のものが 5 施設 (10 炉)、新設・更新を実施中又は実施予定のものが 4 施設 (10 炉)、集約化を検討・協議中のものが 5 施設 (6 炉) であり、それ以外の対応方針検討中のものが 5 施設 (9 炉) である。それぞれの状況は以下のとおりである。

#### **① 延命化対策を実施済み又は実施予定のもの**

廃棄物処理施設については、ストックマネジメントの手法を導入し、既存の施設の計画的かつ効率的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図るものとされており<sup>参2・参3</sup>、ライフサイクルコストの低減に努めることが必要とされている。老朽化施設についての対応として、基幹改良工事を行い、延命化を図ることは、有効な選択肢の一つである。

南河内環境事業組合及び泉南清掃事務組合は基幹改良事業をすでに実施済みであり、池田市及び箕面市は基幹改良事業を実施中である。また、門真市は基幹改良事業の実施を予定している。

【参考資料 2 : 廃棄物処理法基本方針 四 2】

【参考資料 3 : 廃棄物処理施設整備計画 2 (2)】

#### **② 新設・更新を実施中又は実施予定のもの**

東大阪都市清掃施設組合及び大阪市・八尾市・松原市環境施設組合は更新事業の実施を、泉佐野市田尻町清掃施設組合は新設事業の実施をそれぞれ予定している。

#### **③ 集約化を検討・協議中のもの**

枚方市は京都府京田辺市と枚方京田辺環境施設組合を設立し、共同処理施設の新設事業が実施中である。また、摂津市は茨木市と、熊取町は泉佐野市及び田尻町と、それぞれごみ焼却施設の集約化も見据えながら広域化に向けた検討・協議を行っている。なお、守口市は大阪市、八尾市及び松原市と、共同処理を行うことが決定している。

#### **④ 対応方針検討中のもの**

堺市 (稼働年数 42 年)、忠岡町 (同 33 年)、岬町 (同 33 年)、島本町 (同 28 年)、柏羽藤環境事業組合 (同 27 年) については、対応方針を検討中であり、早期に使用状況等に応じた検討を行い、対応方針を明確化していく必要がある。

## 稼働年数が25年以上のごみ焼却施設

市町村・ 一部事務組合	施設名	炉 数	稼働 年数	対応 方針	備考
堺市※	クリーンセンター 東工場第一工場	2	42	-	
東大阪都市清掃 施設組合	第四工場	2	38	更新	更新工事予定 (R5~9)
池田市	クリーンセンター	3	35	延命化	基幹改良工事中 (H27 長寿命化 総合計画策定、H28~R1)
摂津市	環境センター3号炉	1	35	集約化	茨木市と広域化の協議中
南河内環境事業 組合	第1清掃工場	2	33	延命化	基幹改良工事済 (H16~18)
忠岡町※	クリーンセンター	1	33	-	交付金対象外
岬町※	美化センター	1	33	-	交付金対象外
泉佐野市田尻町 清掃施設組合	第2事業所	3	33	新設	熊取町と広域化の検討中 新設工事予定 (概ね R9~11)
泉南清掃事務組 合	清掃工場	2	33	延命化	基幹改良工事済 (H24~26)
枚方市	穂谷川清掃工場 第3プラント	1	31	集約化	京田辺市と一部事務組合を設 立、新設工事予定 (R2~5)
守口市	クリーンセンター	1	31	集約化	大阪市・八尾市・松原市環境施 設組合へ加入 (R1.10.1)
門真市	クリーンセンター4 号炉	1	30	延命化	基幹改良工事予定 (R3~6)
大阪市・八尾市 ・松原市環境施 設組合	鶴見工場	2	29	更新	更新工事予定 (R5~)
島本町※	清掃工場	2	28	-	交付金対象外
箕面市	環境クリーンセンタ ー	2	27	延命化	基幹改良工事中 (H27 長寿命化 総合計画策定、H30~R2)
熊取町	環境センター	2	27	集約化	交付金対象外、泉佐野市、田尻 町と広域化の検討中
柏羽藤環境事業 組合※	柏羽藤クリーンセン ター	3	27	-	
摂津市	環境センター4号炉	1	25	集約化	茨木市と広域化の協議中

(平成31年3月末時点)

※ 対応方針検討中のもの。

#### 4. ごみ焼却施設整備費用の財源確保

廃棄物処理施設整備事業、とりわけごみ焼却施設の更新等の事業には多額の費用が必要であり、ごみ焼却施設が老朽化によって更新等の時期を迎える市町村等にとっては、財源を確保することが大きな負担となっている。廃止されたごみ焼却施設の解体撤去についても、多額の費用が必要となるものの、環境省の循環型社会形成推進交付金等（以下「交付金」という。）の交付対象事業となっておらず、財政的な支援の拡充に対する要望が多くあるところである。

特に、単独で処理能力 100 t／日未満の小規模なごみ焼却施設を有している 4 町（島本町、忠岡町、熊取町、岬町）にとっては、各町単独で更新等を実施する場合には交付金の人口又は面積に係る交付対象要件（人口 5 万人以上又は面積 400km<sup>2</sup>以上）に該当せず、交付対象外となっていることから、ごみ処理の広域化によりごみ焼却施設の集約化を図ることによる財政的なメリットは大きく、将来を見据えて早期に検討を進める必要がある。

##### 循環型社会形成推進交付金制度の概要

###### ① 交付金の交付

市町村は、廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設を整備する計画（循環型社会形成推進地域計画）を策定。

国は、計画に位置付けられた施設整備に対し、当該市町村に交付金を交付。

###### ② 循環型社会形成推進地域計画

計画策定の対象地域は、人口 5 万人以上又は面積 400km<sup>2</sup>以上の地域を構成する市町村（沖縄、離島等の特別の地域は除く）。

計画において 3 R 推進のための目標を設定（事後に目標達成状況を評価）。

###### ③ 交付対象施設

- ・ マテリアルリサイクル推進施設  
（不燃物、プラスチック等の資源化施設、ストックヤード 等）
- ・ エネルギー回収型廃棄物処理施設  
（ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設 等）
- ・ 有機性廃棄物リサイクル推進施設  
（し尿・生ごみ等の資源化施設）
- ・ 浄化槽
- ・ 最終処分場
- ・ 既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業

###### ④ 交付率

交付対象経費の 1 / 3。ただし、一部の先進的な施設については 1 / 2。

## 第5章 広域化・集約化の方向性と推進方策

### 1. 広域化・集約化の方向性

ごみ処理に関する事業は、住民の日常生活に密着した行政サービスであることから、市町村の水平連携による広域化を図ることを基本とする。

また、広域化・集約化は、市町村等における廃棄物の収集運搬から資源化・処分までのトータルシステムとして効率的かつ安定的な体制の構築を図ることを旨として行うものとする。特に、ごみ焼却施設の集約化を伴う場合は、効率性の観点から大きなメリットが期待されることに留意する。

さらに、近年、ごみ処理施設は、廃棄物エネルギーを効率的に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や災害時の防災拠点としての機能を有するなどの特長を十分活かし、人口減少等の社会状況の変化や地域の課題に対応し、地域の社会インフラとして機能を高めたものとして整備を進めることが期待されている<sup>参3</sup>。このことを大阪府や市町村等が共有し、地域循環共生圏の核となりうるごみ処理施設の整備を推進し、地域に新たな価値を創出するごみ処理システムの構築が図られるよう、広域的に取り組んでいくものとする。

なお、指定都市や中核市など人口の多い都市（構成団体に人口の多い都市を含む一部事務組合を含む。）については、積極的に周辺市町村等と協力して広域化・集約化を推進することが望ましい。

#### 【参考資料3：廃棄物処理施設整備計画 1（3）・2（6）】

ごみ処理の広域化の方向性の具体的な考え方は以下のとおりである。

#### ① 既存のごみ処理施設の有効活用

既存のごみ処理施設については、ストックマネジメントの手法を導入し、長寿命化・延命化を図りつつ、ごみ処理量の減少に伴って生じる処理能力の余力を活用して広域化・集約化を図ることを検討する。

#### ② ごみ焼却施設の規模と種類

ごみ焼却施設の整備の方向性として、これまで、処理能力が最低100 t / 日以上、可能な場合300 t / 日以上全連続炉としてきたところである。ごみ処理の効率性や発電の効率性・経済性を考慮し、引き続き、ごみ焼却施設の新設・更新に際しては、最低100 t / 日以上、可能な場合300 t / 日以上全連続炉とし、小規模なごみ焼却施設の集約化を図る。

#### ③ ごみ焼却施設の施設数

小規模以外のごみ焼却施設についても、新設・更新にあたっては集約化を検討することとし、府内の将来のごみ排出量の減少を考慮し、ごみ焼却施設の施設数を20年後（令和20年度）に少なくとも平成30年度比で1割削減することを目途に集約化を図る。同時に、災害時等に備え、安定的なごみ処理体制を継続的に確保することができるよう、代替性の確保を図ることに留意する。



## 2. 広域化・集約化にあたっての検討事項

市町村等におけるごみ処理のトータルシステムとして効率的かつ安定的な体制の構築を図るためには、「第4章 処理施設の整備に係る課題と広域化・集約化」に記載の事項を踏まえ、以下の点を含めて、広域化・集約化を行うことのメリットとデメリットについて、十分に検討を行い、住民等に十分な説明を行いつつ、具体的な協議を進めることが必要である。特にごみ処理施設の更新等の時期は広域化・集約化を図る重要なタイミングであるため、自らの市町村等の処理施設に加えて、近隣市町村等の処理施設の整備予定を勘案して検討を行う必要がある。

- ごみ処理事業のコスト縮減
- 効率的な熱回収の推進
- リサイクルの推進
- ごみの収集運搬の効率
- ごみの収集運搬や焼却等の処理による環境への負荷
- ごみ処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減
- 廃止されるごみ処理施設の跡地の活用

### 3. 広域ブロックの基本的な考え方

平成31年環境省通知では、旧計画の評価や人口及びごみ排出量等の将来予測の結果をもとに、災害廃棄物処理体制、これまでのごみ処理の広域化の進捗状況、市町村合併の状況等を考慮し、広域化ブロックの区割りの設定を見直すこととされた。

府内では旧計画期間中に、旧計画において設定された広域ブロック（北大阪、東大阪、大阪、南河内、堺、泉州）を基本としてごみ処理の広域化がなされた事例（北河内4市リサイクル施設組合、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合）もあるが、他方、府県を越えて広域化がなされた事例（猪名川上流広域ごみ処理施設組合、枚方京田辺環境施設組合）や府内で広域ブロックを越えて検討がなされている事例がある。これらの事例における検討の契機については、スケールメリットによるコスト縮減といった必要性の他にも、近隣市町村間において過去からごみ処理に係る協力関係があったことやごみ処理施設の更新等の時期が合致したことなどが影響していると考えられ、必ずしも設定された広域ブロックごとに検討を行うことによって協議が進んだとはいえないものも多い。また、地理的条件に目を向けると、大阪府は、都道府県の中では面積の小さい区域に人口が集中しており、また、道路交通網の整備も進んでいることから、地勢的に府域を区割りする合理性は乏しくなっている。

このような状況を踏まえると、府域をあらかじめ区割りすることが広域化・集約化に向けた検討及び協議において必ずしも有効であるとは考えられない。場合によっては、広域ブロックの設定がかえって支障となることも想定される。

以上のことから、本計画においては、旧計画の広域ブロックを統合し、大阪府全域を1ブロックとして、その時々における市町村の意向を最優先に、柔軟に広域化・集約化を推進するものとする。また、広域ブロックは大阪府域で設定するが、市町村の意向を尊重し、他府県内の市町村等との広域化・集約化についても、必要に応じて調整するものとする。

なお、市町村等からは、近隣市町村等間の情報交換が図られることはメリットであるとの意見が多くあることから、今後も引き続き、旧計画の広域ブロック単位を基本としてごみ処理に関して広く情報交換等を行う会議等を開催することとする。

#### 4. 広域化・集約化の方法

##### (1) 市町村による広域連携のための共同処理制度

市町村による広域的な連携の仕組みとして、地方自治法（昭和22年法律第67号）においては、一部事務組合や広域連合、事務の委託、連携協約等の制度が設けられている。

広域連携の仕組みと制度の概要

共同処理制度		制度の概要
法人の設立を要しない簡便な仕組み	連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。
	協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。
	事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。
別法人の設立を要する仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

(総務省ウェブページ「地方自治制度－広域行政・市町村合併」より抜粋)

これまでの府内におけるごみ処理の広域化は、ごみ処理事業に係る事務の一部を共同して処理するための一部事務組合を設置する方式によって行われている。他方、市町村間の事務の共同処理の全国的な状況を見ると、事務の委託など一部事務組合以外の方式による広域化の事例が広がっており、また、府内のごみ処理の広域化においても事務の委託や連携協約について検討が進められている事例が見られるところである。

「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（平成30年7月1日現在）」（平成31年2月、総務省自治行政局市町村課）及び「市町村ハンドブック」（平成30年11月、大阪府総務部市町村課編集・公益財団法人大阪府市町村振興協会発行）によると、全国及び府内における「ごみ処理」及び「リサイクル施設」に係る事務の共同処理の状況は次のとおりである。

今後の広域化・集約化にあたっては、それぞれの実情に応じて、一部事務組合だけでなく他の広域連携の方式も含めて検討する必要がある。

### ごみ処理に係る事務の共同処理の状況

	連携協約		協議会		事務の委託		一部事務組合		広域連合		合計	
	件数	締結 団体数	設置数	処理 団体数	件数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	件数・ 設置数	処理 団体数
全国												
ごみ処理	-	-	4	13	138	138	400	1,397	25	138	567	1,686
リサイクル施設	-	-	-	-	11	11	155	539	14	61	180	611
府内												
ごみ処理	-	-	-	-	2	2	12	31	-	-	14	33
リサイクル施設	-	-	-	-	-	-	6	15	-	-	6	15

(全国：平成30年7月1日時点、府内：平成30年9月1日時点)

- ※ 府内の事務の委託の2事例はいずれも、ごく一部の区域に限ってごみ処理に関する事務を委託するもの。
- ※ 府内の一部事務組合の設置数は、府内市町村の区域のごみ処理に関する事務を行っているものの事務所が府外に置かれているものは含めていない。
- ※ 府内の一部事務組合の処理団体数は、延べ数であり、かつ、府外の市町村は含めていない。

### (2) 広域化・集約化の主な方法

平成31年環境省通知では、広域化・集約化の主な方法として以下のとおり記載されている。ここでは、市町村等のごみ処理事業の範囲における広域化・集約化(①～④)にとどまらず、「⑤ 他のインフラとの連携」や「⑥ 民間活用」のようにごみ処理事業の範囲を越えた例を示しており、今後の広域化・集約化にあたっての検討において参考とすべきである。

#### 広域化・集約化の主な方法

##### ① 組合設立

近隣市町村が構成員となる一部事務組合・広域連合等を設置し、構成市町村のごみを処理する。

##### ② ごみ種類別処理分担

複数の市町村において、ごみの種類ごとに分担して処理する。

**③ 大都市での受入**

大都市が周辺市町村のごみを受け入れ、処理する。

**④ 相互支援**

基幹改良事業等による施設停止時に、他の市町村が協力してごみを処理する。

**⑤ 他のインフラとの連携**

下水処理施設等の他のインフラと連携し、ごみ処理に必要な機能を集約化する。

**⑥ 民間活用**

市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る。

## 5. 広域化・集約化の推進のための取組み

### (1) 市町村が取り組むべき事項

#### ① 処理施設の整備に係る課題への積極的な検討・対応

ごみ処理量減少への対応、災害対策等の強化、老朽化するごみ焼却施設の更新等、処理施設の整備に係る課題に対し、積極的に検討・対応を行う。

#### ② 近隣市町村等との処理施設の整備計画の調整・協議

自らの市町村等における検討に加えて、近隣市町村等のごみ処理の状況や処理施設の整備予定の把握に努め、処理施設の整備計画の検討にあたっては、広域化・集約化について近隣市町村等や必要に応じて大阪府とも十分な調整・協議を行う。

#### ③ 一般廃棄物処理基本計画の策定・改定

必要に応じて、処理施設の整備計画を反映して、一般廃棄物処理基本計画の策定・改定を行う。

### (2) 大阪府が取り組むべき事項

#### ① 市町村等への情報提供・助言・調整等

市町村等が広域化・集約化に向けた検討を行うにあたっては、近隣市町村等の処理施設の整備の予定を踏まえる必要があるため、広域自治体として、市町村等における処理施設の整備に関する予定等を定期的に取りまとめて情報提供を行う。(平成31年3月末時点における処理施設の今後の整備の予定は別表「処理施設の設置状況と今後の整備の予定」のとおり。)

また、広域的な処理施設の整備が適切かつ効率的に行われるよう、市町村等に対してごみ焼却施設の集約化を働きかけるなど必要な助言を行うとともに、広域化・集約化に向けて必要に応じて、市町村等による具体的な検討及び協議が円滑に行われるよう、市町村等間の調整等を行う。

#### ② 本計画の進行管理

府内の処理施設の老朽化の状況を取りまとめるとともに、各市町村等における処理施設の整備に関する具体的な検討状況や府内の広域化・集約化の状況を定期的に把握し、必要な助言・公表を行うなど、本計画の進行管理を行う。

#### ③ 国等への要望・調整等

国による財政的援助及び技術的援助が広域化・集約化に対して効果的にインセンティブが働くものとなるよう、交付金制度の充実等を提案するなど、必要に応じて国等への要望や調整等を行う。

## 6. 本計画の見直し

本計画は、国の動向や大阪府又は市町村等の関連計画の改定等に応じて、内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。





別表 処理施設の設置状況と今後の整備の予定

(平成 31 年 3 月末時点)

(1) ごみ焼却施設：39施設 (73炉)

市町村・ 一部事務組合	①施設名	②処理能力 余熱利用状況	③供用開始 年月	④延命化工事等 実施時期	⑤施設整備等 実施予定時期	⑥施設整備等 の対応方針	⑦備考
北大阪地域							
池田市	池田市クリーンセンター	180 t/日 (60 t/日×3炉)	1983年10月	1999年9月 ～2001年3月 2016年9月 ～2020年3月	2034年頃	決定済 (延命化)	・かつて箕面市との共同処理について検討したが、搬送ルートやコストに課題があり、単独処理が最善と判断した経緯あり。
吹田市	吹田市資源循環エネルギーセンター	480 t/日 (240 t/日×2炉) 発電	2010年3月	なし	2024年 ～2029年頃	検討中 (延命化)	-
高槻市	高槻クリーンセンター 第二工場	360 t/日 (180 t/日×2炉) 発電/蒸気・温水	1995年10月	2006年 ～2008年 2013年 ～2014年	2019年	決定済 (延命化)	-
	高槻クリーンセンター 第三工場	150 t/日 発電/蒸気・温水	2019年3月	-	-	-	-
茨木市	茨木市環境衛生センター 第2工場	300 t/日 (150 t/日×2炉) 発電	1999年3月	2007年6月 ～2012年2月	2020年頃	決定済 (延命化)	・摂津市と共同処理について協議中。
	茨木市環境衛生センター 第1工場	150 t/日 (1炉) 発電	1996年3月	2007年6月 ～2012年2月	2020年頃	決定済 (延命化)	・摂津市と共同処理について協議中。
箕面市	箕面市環境クリーンセンター	270 t/日 (135 t/日×2炉) 発電	1992年2月	2018年7月 ～2021年3月	2033年以降	決定済 (延命化)	・かつて池田市との共同処理について検討したが、搬送ルートやコストに課題があり、単独処理が最善と判断した経緯あり。 ・長期包括運営(施設整備を含む)委託の導入
摂津市	摂津市環境センター 3号炉	90 t/日 (1炉)	1983年11月	-	-	決定済 (広域化・集約化)	・一般廃棄物の広域処理について、茨木市と協議中
	摂津市環境センター 4号炉	90 t/日 (1炉)	1993年9月	-	-	決定済 (広域化・集約化)	・一般廃棄物の広域処理について、茨木市と協議中
島本町	島本町清掃工場	46 t/日 (23 t/日×2炉)	1991年3月	-	-	-	-
豊中市伊丹市 クリーンランド	豊中市伊丹市クリーンランドごみ焼却施設	525 t/日 (175 t/日×3炉) 発電	2016年3月	-	-	-	-
(参考) 猪名川上流広域 ごみ処理施設組合	国崎クリーンセンター	235 t/日 (117.5 t/日×2炉)	2009年4月	-	2023年頃	検討中 (延命化)	-

市町村・ 一部事務組合	①施設名	②処理能力 余熱利用状況	③供用開始 年月	④延命化工事等 実施時期	⑤施設整備等 実施予定時期	⑥施設整備等 の対応方針	⑦備考
大阪地域							
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	鶴見工場	600 t / 日 (300 t / 日 × 2 炉) 発電	1990 年 4 月	-	2023 年頃	検討中 (新設・更新)	・守口市の加入に関する検討。
	西淀工場	600 t / 日 (300 t / 日 × 2 炉) 発電 / 蒸気・温水	1995 年 4 月	-	-	-	-
	八尾工場	600 t / 日 (300 t / 日 × 2 炉) 発電 / 蒸気・温水	1995 年 4 月	-	-	-	-
	舞洲工場	900 t / 日 (450 t / 日 × 2 炉) 発電 / 蒸気・温水	2001 年 5 月	-	-	-	-
	平野工場	900 t / 日 (450 t / 日 × 2 炉) 発電	2003 年 4 月	-	-	-	-
	東淀工場	400 t / 日 (200 t / 日 × 2 炉) 発電	2010 年 4 月	-	-	-	-
	住之江工場	400 t / 日 (200 t / 日 × 2 炉)	2023 年 4 月	-	-	決定済み (新設・更新)	・2018 年より更新事業実施中。
東大阪地域							
守口市	守口市クリーンセンター 第4号炉	142 t / 日 (1 炉) 発電	1988 年 3 月	1998 年 ～1999 年	-	決定済 (広域化・集約化)	・大阪市・八尾市・松原市環境施設組合へ加入 (2019 年 10 月 1 日)
枚方市	枚方市穂谷川清掃工場	200 t / 日 (1 炉) 発電	1988 年 3 月	2014 年 6 月 ～2017 年 3 月	-	決定済 (広域化・集約化)	・2024 年 3 月 (予定)、可燃ごみ広域処理施設 (枚方京田辺環境施設組合) の施設整備事業完了後に、休廃止する計画。
	枚方市東部清掃工場	240 t / 日 (120 t / 日 × 2 炉) 発電	2008 年 12 月	-	2023 年頃	決定済 (延命化)	・2024 年 3 月 (予定)、可燃ごみ広域処理施設 (枚方京田辺環境施設組合) の施設整備事業完了後は、連携した処理を検討。
寝屋川市	寝屋川市クリーンセンター 焼却施設	200 t / 日 (100 t / 日 × 2 炉) 発電	2018 年 3 月	-	-	-	-

市町村・ 一部事務組合	①施設名	②処理能力 余熱利用状況	③供用開始 年月	④延命化工事等 実施時期	⑤施設整備等 実施予定時期	⑥施設整備等 の対応方針	⑦備考
門真市	門真市クリーンセンター 4号炉	144 t / 日 (1 炉)	1989 年 3 月	-	2021 年頃	検討中 (延命化)	-
	門真市クリーンセンター 5号炉	156 t / 日 (1 炉)	1996 年 3 月	-	2021 年頃	検討中 (延命化)	-
東大阪都市清 掃施設組合	第四工場	600 t / 日 (300 t / 日 × 2 炉) 発電	1981 年 3 月	随時	2028 年 3 月	検討中 (更新)	・更新施設となる第六工場（仮称）の竣工に伴う廃止予定
	第五工場	400 t / 日 (200 t / 日 × 2 炉) 発電	2017 年 3 月	-	-	-	・25 年間の使用を目的とした個別長寿命化計画を策定
四條畷市交野 市清掃施設組 合	四交クリーンセン ター	125 t / 日 (62.5 t / 日 × 2 炉) 発電	2018 年 2 月	-	-	-	-
(参考) 枚方京田辺環 境施設組合	未定	168 t / 日 (1 炉)	2024 年 3 月 予定	-	-	決定済 (新設・更新)	・枚方市と京田辺市の可燃ごみ処理を実施予定。
南河内地域							
柏羽藤環境事 業組合	柏羽藤クリーンセ ンター	450 t / 日 (150 t / 日 × 3 炉) 発電/蒸気・温水	1992 年 4 月	-	-	検討中 (延命化)	-
南河内環境事 業組合	第 1 清掃工場	300 t / 日 (150 t / 日 × 2 炉) 発電	1985 年 7 月	2004 年 ~2006 年	-	検討中 (延命化)	-
	第 2 清掃工場	190 t / 日 (95 t / 日 × 2 炉)	2000 年 3 月	-	-	決定済 (延命化)	-
堺地域							
堺市	堺市クリーンセン ター東工場第一工 場	300 t / 日 (150 t / 日 × 2 炉) 発電/蒸気・温水	1977 年 4 月	-	-	検討中 (新設・更新)	-
	堺市クリーンセン ター東工場第二工 場	460 t / 日 (230 t / 日 × 2 炉) 蒸気・温水	1997 年 4 月	2012 年 ~2013 年	-	検討中 (新設・更新/延命化)	-
	堺市クリーンセン ター臨海工場	450 t / 日 (225 t / 日 × 2 炉) 発電	2013 年 4 月	-	-	検討中 (新設・更新/延命化)	-
	堺市クリーンセン ター南工場	450 t / 日 (150 t / 日 × 3 炉)	1973 年 4 月	-	未定	その他	・2014 年 3 月末から休止中、更新計画確定後廃止予定。

市町村・ 一部事務組合	①施設名	②処理能力 余熱利用状況	③供用開始 年月	④延命化工事等 実施時期	⑤施設整備等 実施予定時期	⑥施設整備等 の対応方針	⑦備考
泉州地域							
忠岡町	忠岡町クリーンセンター	30 t／日 (1 炉)	1986 年 4 月	-	-	-	-
熊取町	熊取町環境センター	61.5 t／日 (2 炉交互運転)	1992 年 4 月	2000 年 ～2001 年	2030 年頃	決定済 (広域化・集約化)	・泉佐野市、田尻町、熊取町の 1 市 2 町による新処理施設 (2030 年 4 月 (予定)) を検討中
岬町	岬町美化センター	50 t／日 (1 炉)	1986 年 4 月	-	-	-	-
泉北環境整備 施設組合	泉北クリーンセンター 1・2 号炉	300 t／日 (150 t／日×2 炉) 発電／蒸気・温水	2003 年 3 月	-	2023 年頃	検討中 (延命化)	-
	泉北クリーンセンター 5 号炉	150 t／日 (1 炉)	1991 年 3 月	-	休止中	-	-
泉佐野市田尻 町清掃施設組合	第 2 事業所	240 t／日 (80 t／日×3 炉)	1986 年 4 月	-	-	決定済 (広域化・集約化)	・泉佐野市、田尻町、熊取町の 1 市 2 町による新処理施設 (2030 年 4 月 (予定)) を検討中
岸和田市貝塚 市清掃施設組合	岸和田市貝塚市クリーンセンター	531 t／日 (177 t／日×3 炉) 発電	2007 年 4 月	-	2019 年 7 月 ～2024 年 3 月	決定済 (延命化)	-
泉南清掃事務 組合	泉南清掃工場	190 t／日 (95 t／日×2 炉) 蒸気・温水	1986 年 4 月	2012 年 4 月 ～2015 年 3 月	2030 年頃	検討中 (新設・更新)	-

※網掛けは、平成 31 年 3 月 31 日時点において、稼動していない施設、または、府域外に立地する施設を示す。

(2) 粗大ごみ処理施設：26施設

市町村・ 一部事務組合	①施設名	②処理能力	③供用開始 年月	④延命化工事等 実施時期	⑤施設整備等 実施予定時期	⑥施設整備等 の対応方針	⑦備考
北大阪地域							
池田市	池田市クリーンセンター	30 t / 日 (5 h / 日)	1989年10月	なし	2020年頃	検討中 (延命化 / 廃止)	-
吹田市	吹田市破砕選別工場	85 t / 日	1992年9月	2015年4月 ～2024年3月	2035年頃	検討中 (新設・更新)	・2035年頃に施設の更新を検討。
高槻市	高槻クリーンセンター 第三工場	24 t / 日 (5 h)	2019年3月	-	-	-	-
茨木市	茨木市環境衛生センター	75 t / 日	1980年8月	-	-	-	-
箕面市	箕面市環境クリーンセンター	28.5 t / 日	1992年2月	-	2033年以降	-	・長期包括運営 (施設整備を含む) 委託の導入
島本町	島本町清掃工場	6 t / 日	1991年3月	-	-	-	-
豊中市伊丹市 クリーンランド	豊中市伊丹市クリーンランドリサイクルプラザ	53 t / 日 (5 h)	2012年4月	-	2022年 (小規模改修) 2032年 (小規模改修)	-	-
(参考) 猪名川上流広域 ごみ処理施設組合	国崎クリーンセンター	63 t / 日 (5 h / 日)	2009年4月	-	-	-	-
大阪地域							
八尾市	八尾市立リサイクルセンター	58 t / 日 (内訳) 粗大ごみ破砕施設： 32t/日，資源物選別 施設：14 t/日，容器 包装プラスチック圧縮梱 包施設：10t/日，ペ ットボトル圧縮梱包施 設：2t/日	2009年3月	-	-	-	-
大阪市・八尾 市・松原市環 境施設組合	舞洲工場破砕設備	回転式 (不燃系) 120 t / 5h/日 低速剪断式 (可燃系) 50 t / 5h/日	2001年5月	-	-	-	・搬入区域は大阪市のみ。

市町村・ 一部事務組合	①施設名	②処理能力	③供用開始 年月	④延命化工事等 実施時期	⑤施設整備等 実施予定時期	⑥施設整備等 の対応方針	⑦備考
東大阪地域							
守口市	守口市クリーンセンター粗大ごみ処理施設	75 t / 日 (5 h / 日)	1972 年 3 月	2002 年	-	決定済 (廃止)	・ 2019 年 3 月 31 日付けで廃止
枚方市	枚方市東部清掃工場	39 t / 日 (5 h / 日)	2013 年 4 月	-	-	-	-
寝屋川市	寝屋川市クリーンセンター 破砕施設	75 t / 日 (破砕) 7 t / 日 × (切断)	1994 年 4 月	-	-	-	-
門真市	門真市クリーンセンター	30 t / 日 (5 h)	1989 年 3 月	-	2021 年頃	検討中 (延命化)	-
東大阪都市清 掃施設組合	粗大ごみ処理施設	50 t / 日 (5 h / 日)	2017 年 3 月	-	-	-	・ 25 年間の使用を目的に個別長寿命化計画を策定
四條畷市交野 市清掃施設組 合	四條畷市交野市清 掃施設組合 リサ イクル処理施設	16 t / 日	2018 年 2 月	-	2027 年頃	-	-
南河内地域							
柏羽藤環境事 業組合	柏羽藤クリーンセ ンター	回転式 (二軸式) 37.5 t / 5h せん断式 12.5 t / 5h	1992 年 4 月	-	-	検討中 (延命化)	-
南河内環境事 業組合	第 1 清掃工場	回転式 50 t / 日 (5 h / 日)	1986 年 3 月	-	-	検討中 (延命化)	-
	第 2 清掃工場	回転式 30 t / 日 (5 h / 日) 剪断式 5 t / 日 (5 h / 日)	2000 年 3 月	-	-	-	-
堺地域							
堺市	堺市クリーンセン ター東工場第一破 砕施設	100 t / 日 (5 h)	1979 年 4 月	-	-	決定済 (新設・更新)	・ 東工場第二破砕施設に併設
	堺市クリーンセン ター東工場第二破 砕施設	50 t / 日 (5 h)	1997 年 4 月	-	-	検討中 (新設・更新 / 延命化)	-

市町村・一部事務組合	①施設名	②処理能力	③供用開始年月	④延命化工事等実施時期	⑤施設整備等実施予定時期	⑥施設整備等の対応方針	⑦備考
	堺市クリーンセンター臨海工場破砕施設	16 t / 日 (5 h)	2013 年 4 月	-	-	検討中 (新設・更新/延命化)	-
泉州地域							
忠岡町	忠岡町クリーンセンター	5 t / 日	2016 年 4 月	-	-	-	-
熊取町	熊取町環境センター	16 t / 日 (5 h)	1992 年 4 月	2000 年度 ~2001 年度	2030 年頃	決定済 (廃止)	・泉佐野市、田尻町、熊取町の 1 市 2 町による新処理施設を検討中
泉北環境整備施設組合	泉北クリーンセンター粗大ごみ処理施設	40 t / 日 (5 h)	2003 年 3 月	-	2023 年頃	-	-
泉佐野市田尻町清掃施設組合	第 2 事業所粗大ごみ処理施設	50 t / 日	1983 年 4 月	-	-	-	・泉佐野市、田尻町、熊取町の 1 市 2 町による新処理施設 (2030 年 4 月 (予定)) を検討中
岸和田市貝塚市清掃施設組合	岸和田市貝塚市クリーンセンター	41 t / 日	2007 年 4 月	-	2019 年 7 月 ~2024 年 3 月	決定済 (延命化)	-
泉南清掃事務組合	泉南清掃工場 (焼却施設とともに工場棟内)	20 t / 日 (5 h)	1986 年 4 月	2012 年 4 月 ~2015 年 3 月	2030 年頃	検討中 (新設・更新)	-

※網掛けは、平成 31 年 3 月 31 日時点において、稼動していない施設、または、府域外に立地する施設を示す。

(3) 不燃物処理・資源化施設：16施設

市町村・ 一部事務組合	①施設名	②処理能力	③供用開始 年月	④延命化工事等 実施時期	⑤施設整備等 実施予定時期	⑥施設整備等 の対応方針	⑦備考
北大阪地域							
箕面市	箕面市立リサイクルセンター	10 t / 日	1993年1月	-	2033年以降	-	・維持管理は、ごみ処理施設等長期包括運営委託に含む
豊中市伊丹市 クリーンランド	豊中市伊丹市クリーンランドリサイクルプラザ	81 t / 日 (5 h)	2012年4月	-	2022年 (小規模改修) 2032年 (小規模改修)	-	-
(参考) 猪名川上流広域 ごみ処理施設組合	国崎クリーンセンター	21 t / 日 (5 h) (不燃粗大ごみ、缶類、プラ容器、ペットボトル)	2009年4月	-	-	-	-
大阪地域							
東大阪地域							
守口市	守口市クリーンセンター資源化施設	30 t / 日 (5 h)	1988年3月	-	-	決定済 (廃止)	2019年3月31日付けで廃止
寝屋川市	寝屋川市クリーンセンター 有価物選別施設	25 t / 日	1994年4月	-	-	-	-
門真市	門真市リサイクルプラザ	40 t / 日 (5 h)	2002年3月	-	-	-	-
東大阪都市清掃施設組合	ペットボトル減容施設	4.9 t / 日 (5 h)	2011年4月	-	-	検討中 (延命化)	-
四條畷市交野市 清掃施設組合	四條畷市交野市清掃施設組合 リサイクル処理施設	7 t / 日	2018年2月	-	2027年頃	-	-
北河内4市 リサイクル施設組合	北河内4市リサイクルプラザ	53 t / 日	2008年2月	-	-	-	-
南河内地域							
藤井寺市	不燃物処理資源化施設	2.5 t / 日	1992年12月	-	-	-	-
柏羽藤環境事業組合	柏羽藤クリーンセンター 不燃物処理資源化施設	20 t / 日 (5 h)	1986年9月	-	-	検討中 (延命化)	-
	柏羽藤クリーンセンター ペットボトル減容化施設	2.0 t / 日	2000年4月	-	-	検討中 (延命化)	-



市町村・ 一部事務組合	①施設名	②処理能力	③供用開始 年月	④延命化工事等 実施時期	⑤施設整備等 実施予定時期	⑥施設整備等 の対応方針	⑦備考
堺地域							
堺市	堺市リサイクルプ ラザ	30 t / 日 (5 h)	1995 年 8 月	-	-	検討中 (新設・更新)	-
泉州地域							
忠岡町	忠岡町クリーンセ ンター	1 t / 日	1988 年 3 月	-	-	-	-
岬町	岬町リサイクルセ ンター	0.39 t / 日	2010 年 3 月	-	-	-	-
泉北環境整備 施設組合	エコトピア泉北	25 t / 日 (5 h)	2016 年 3 月	-	2036 年頃	-	-
岸和田市貝塚 市清掃施設組 合	岸和田市貝塚市ク リーンセンター	32.6 t / 日	2007 年 4 月	-	2019 年 7 月 ～2024 年 3 月	決定済 (延命化)	-
泉南清掃事務 組合	サブセンター (不 燃物処理資源化施 設)	20 t / 日	1994 年 4 月	-	2030 年頃	検討中 (新設・更新)	-

※網掛けは、平成 31 年 3 月 31 日時点において、稼動していない施設、または、府域外に立地する施設を示す。

(4) 最終処分場（埋立処分地）：6施設

市町村・ 一部事務組合	①施設名	②処理能力 (面積・埋立容量)	③供用開始 年月	④延命化工事等 実施時期	⑤施設整備等 実施予定時期	⑥施設整備等 の対応方針	⑦備考
北大阪地域							
高槻市	高槻市最終処分場	40,190㎡ 230,000㎡	1986年6月	-	-	-	-
箕面市	止々呂美残灰処理場	15,347㎡ 98,429㎡	1981年3月	-	-	-	・維持管理は、ごみ処理施設等長期包括運営委託に含む
大阪地域							
八尾市	八尾市一般廃棄物最終処分場	12,300㎡ 70,000㎡	1996年3月	-	-	-	-
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	北港処分地	731,000㎡ 11,690,000㎡	1985年10月	-	-	検討中 (延命化)	-
東大阪地域							
南河内地域							
柏羽藤環境事業組合	雁多尾畑最終処分場	22,200㎡ 265,000㎡	2004年3月	-	2033年頃 廃止	検討中 (延命化)	-
堺地域							
泉州地域							
泉北環境整備施設組合	松尾寺山最終処分場	29,388㎡ 410,430㎡	1993年3月	-	-	-	-

## 参 考 资 料



## 参考資料 1. 平成 31 年環境省通知

環循適発第 1903293 号

平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課長  
（ 公 印 省 略 ）

持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設  
の集約化について（通知）

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

ごみ処理の広域化については、平成 9 年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成 9 年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成 9 年通知」という。）を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてきたところである。

平成 9 年通知の発出後、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県及び市町村によるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）に向けた取組が進められてきた。この結果、全国のごみ焼却施設数は平成 10 年度の 1,769 施設から平成 28 年度には 1,120 施設と約 4 割減少している。施設の規模別では、平成 10 年度には 100 t/日以上以上の施設が 550 施設と全体の約 3 割であったところ、平成 28 年度には 100 t/日以上以上の施設が 591 施設と全体の約 5 割に増加しており、施設の平均規模も平成 10 年度の 109t/日から平成 28 年度には 161t/日となるなど、集約化・大規模化が着実に進んできた。ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量についても平成 10 年の 1,550g-TEQ/年から平成 28 年には 24g-TEQ/年と大幅に削減されており、目標である 33g-TEQ/年を達成している。このように、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方、平成 9 年通知の発出から 20 年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化している。

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）においては、「我が国はこれまで経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しつつある。東京などの大都市への人口集中は進んでいるが、大都市においても一部の地域を除いて人口が減

少すると推計されている。地方部では人口が大きく減少することが推計されており、特に1万人未満の市町村では2050年には2010年の約半数に人口が減少すると推計されている。」としており、「3Rの推進等により1人当たりのごみ排出量や最終処分量が着実に減少しているところであるが、これに加え人口減少の進行によりごみ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれるところ、他方で廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されている。」等の課題を指摘している。このため、廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日閣議決定）においては、「将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。」とした上で、「このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」としている。

また、近年、我が国では平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨等、毎年のように大規模な災害が発生している。様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設は、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平時から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。

以上のように、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっている。については、各都道府県におかれては、下記事項に留意の上、貴管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画（以下「広域化・集約化計画」という。）を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい。

## 記

### 1. 広域化・集約化の必要性

#### (1) 持続可能な適正処理の確保

市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されているところ、改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要がある。このため、広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により、施設整備費、処理費及び維持管理費等の廃棄物処理経費の効率化を図り、社会経済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めることが必要である。また、都道府県や市町村の連携等により、廃棄物処理に係る人材の確保や技術の継承を図っていくことが必要である。

## (2) 気候変動対策の推進

気候変動問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。特に、近年は豪雨による水害等の災害が頻発しており、今後も気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化が懸念されているところ、廃棄物分野においても温室効果ガスの削減に配慮することが極めて重要である。

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、発電効率や熱利用率の向上が期待されることから、電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域のエネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給するほか、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努め、気候変動対策に資することが望まれる。

## (3) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、エネルギー利用をすることで温室効果ガスの排出削減にも資することから、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等を整備し、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することが必要である。廃棄物系バイオマスを広域的に収集することにより、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保されることが期待される。

## (4) 災害対策の強化

都道府県においては、都道府県内や、都道府県域を越える広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、廃棄物処理施設の整備状況を把握するとともに、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との災害協定の締結等の連携体制の構築を進めることが重要である。また、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めることが望まれる。

また、地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することで、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

## (5) 地域への新たな価値の創出

近年では、廃棄物エネルギーを効率的に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしての機能を高めた廃棄物処理施設の整備が進んでいる。

上記(2)～(4)の観点も含め、広域化・集約化により、このような特徴を活かした社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域循環共生圏の核となりうる施設整備を推進するなど、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要である。

## 2. 広域化・集約化計画の策定

### (1) 計画策定主体

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとしている。その際、廃棄物処理の広域化に当たっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとしている。

このことに鑑み、都道府県が主体となり、管内市町村と密に連携して広域化・集約化計画を策定すること。また、広域化・集約化計画に基づき取組を推進するに当たっては、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めること。なお、市町村が一般廃棄物の処理に関する事業を実施するに当たっては、広域化・集約化計画との整合性に留意すること。

### (2) 前回策定の広域化計画の評価

新たに広域化・集約化計画を策定するに当たっては、前回策定の広域化計画のごみ処理施設数の推移やブロックごとの進捗状況等を評価し、その結果を反映すること。

### (3) 人口及びごみ排出量等の将来予測

廃棄物処理施設は、整備後数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、現在の廃棄物処理の状況を把握しつつ、20～30年後の人口及びごみ排出量等を予測し、考慮した上で、計画策定を行うこと。

### (4) 広域化ブロック区割りの設定見直し

上記(2)及び(3)で評価・検討した結果をもとに、災害廃棄物処理体制、これまでの広域化の進捗状況、市町村合併の状況等を考慮し、広域化ブロック区割りの設定を見直すこと。過去に策定した広域化計画に基づいて広域化を達成したブロックについても、広域化・集約化の進捗状況を評価し、さらなる広域化・集約化の可能性について検討すること。広域化が未達成であったブロックについては、その原因を分析した上で、将来人口の見込みやブロック区割りの再構築も含めて検討すること。必要に応じて都道府県境を超えた広域化・集約化についても考慮すること。

なお、人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましいことから、ブロック区割り等の検討の際に考慮されたい。

### (5) ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

ブロックごとの廃棄物処理施設の整備計画や廃棄物処理体制を検討すること。

廃棄物処理体制の検討に当たっては、家庭系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般廃棄物の処理や汚泥再生処理センター等による処理も含め、廃棄物の資源化、エネルギー回収・利活用を最大限に進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的・効率的に行う観点から検討を行うこと。

例えば、ごみの焼却についてはエネルギー利活用の観点から、100t/日以上全



連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにすること、既に100t/日以上300t/日未満の施設を設置している地域については、300t/日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討すること。また、施設の大規模化が難しい地域においても、メタンガス化や燃料化といった廃棄物系バイオマス利活用など、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入するなどの取組を促進すること。

なお、広域化・集約化による収集範囲の拡大により収集運搬経費が増加する可能性もあるところ、中継施設の設置の検討等も含め、廃棄物処理経費全体での評価を行うことが重要である。

広域化・集約化の主な方法として以下が考えられるので、地域の実情に応じて参考とされたい。

①組合設立

近隣市町村が構成員となる一部事務組合・広域連合等を設立し、構成市町村のごみを処理する。

②ごみ種類別処理分担

複数の市町村において、ごみの種類ごとに分担して処理する。

③大都市での受入

大都市が周辺市町村のごみを受け入れ、処理する。

④相互支援

基幹改良事業等による施設停止時に、他の市町村が協力してごみを処理する。

⑤他のインフラとの連携

下水処理施設等の他のインフラと連携し、ごみ処理に必要な機能を集約化する。

⑥民間活用

市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る。

3. 広域化・集約化計画に記載する内容

計画には以下の内容を含めること。

(1) 計画期間

原則として10年とする。2021年度末を目途に計画策定を目指すこととし、既に計画を策定・運用している場合においては、本通知の内容を踏まえ、必要に応じて計画の見直し及び推進を行うこと。

(2) 広域化ブロック区割り

2. (4) で設定したブロック区割りについて記載すること。

(作成例)

○○ブロック

構成市町村 ・一部事務組合名	人口(万人)	面積(km <sup>2</sup> )	将来推計 (人口・ごみ量等)

(3) 各ブロックにおける廃棄物処理体制

2. (5) で検討した廃棄物処理体制について、広域化・集約化に向けた廃棄物処理施設の整備計画や処理体制をブロックごとに記載すること。また、可能な限り民間の許可施設等についても記載に含めること。

整備計画の策定に当たっては、下記作成例の項目のほか、必要に応じて、ごみの種類、種類別のごみ量及びごみの収集運搬方法（中継施設の設置等を含む。）等についても記載すること。

(作成例)

〇〇ブロック

施設種類	処理能力	建設予定年度	エネルギー回収量 ／再生利用量
ごみ焼却施設			
粗大ごみ処理施設			
ごみ堆肥化施設			
ごみ飼料化施設			
メタンガス化施設			
ごみ燃料化施設			
汚泥再生処理センター			
最終処分場			
その他の施設			

4. 留意事項

(1) 既に、今後 10 年程度を計画期間とし、上記と同等の内容が含まれた計画が策定されている場合は、広域化・集約化計画が策定されているものとみなす。また、廃棄物処理法第 5 条の 5 に基づく都道府県廃棄物処理計画の中に上記と同等の内容が含まれている場合についても、広域化・集約化計画が策定されているものとみなすことができる。

(2) 広域化・集約化の計画を着実に推進していくため、都道府県は毎年度、ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化・集約化の進行管理を行うこと。なお、進行管理に当たっては、施設の数や規模等の目標設定を行うことが望ましい。

(3) 計画は、必要に応じ見直すこと。

## 参考資料 2. 廃棄物処理法基本方針

### 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年環境省告示第 7 号）

#### 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

##### 2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

###### (3) 地方公共団体の役割

市町村は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、地方公共団体が策定する広域化に係る計画との整合を図りつつ、他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の促進を図るとともに、リサイクルの推進に係る諸法等に基づく広域的な循環的利用の取組について積極的に後押しするよう努めるものとする。また、再生利用及び熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等を推進するため、関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努めるものとする。

都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとする。その際、廃棄物処理の広域化にあたっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとする。

##### 3 廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保

###### (1) 一般廃棄物の処理体制の確保

他の市町村との連携等による広域的な取組を行うに当たっては、広域的かつ計画的に廃棄物処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めることとし、必要に応じ、都道府県域を越えた広域化についても考慮することが適当である。

#### 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項

##### 1 今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標

###### (1) 一般廃棄物処理施設

###### イ 中間処理施設

焼却施設については、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする。この際、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先するものとする。中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。

##### 2 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な一般廃棄物処理施設の整備

他の市町村との連携等による広域的な処理は、再生利用が可能な一般廃棄物を広域的に集めることにより再生利用がより容易になる場合があること、ごみ焼却施設の集約による全連続炉化や大規模化等により効率的な熱回収が可能となること等の長所があるため、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保し、広域的な

処理に対応するものとする。その際、都道府県は、市町村に対する技術的支援の一環として、市町村間の総合調整に努めるものとする。

加えて、地域全体での廃棄物処理等の効率化を図るため、地域特性を踏まえて、地方公共団体及び民間事業者の連携による余剰能力の有効活用、施設間の連携や他のインフラとの連携を含めた既存施設の有効活用等を図るものとする。

廃棄物処理施設は、今後、維持管理や更新に係るコストが増大することが見込まれ、かつ、機能面で社会の要請に応えられなくなっていることが懸念される。厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していくため、いわゆるストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

中長期的には、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点に加え、循環型社会と低炭素社会の統合的実現や循環共生型の地域社会の構築の観点も踏まえ、人口減少等の社会状況の変化や再生利用の推進による焼却量の減量化についても考慮した上で、必要な中間処理量、最終処分量を予測し、これらに応じて、目標年度以降における適正な施設配置も念頭に置いて、目標年度までの広域的な施設整備を計画するものとする。

### 参考資料 3. 廃棄物処理施設整備計画

#### 廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）

##### 1. 基本的理念

###### （3）地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

広域的かつ総合的な廃棄物処理施設の整備等を推進するために 2005 年度に創設された循環型社会形成推進交付金制度により、市町村の自主性及び創意工夫を活かしながら、国と地方が構想段階から協働して循環型社会の形成を推進する。

その際、持続可能な適正処理の確保を前提としつつ、廃棄物処理施設の特長を活かし、地域のエネルギーセンターとしての活用、廃棄物エネルギーを利用した産業振興、災害時の防災拠点としての活用、循環資源の有効活用の中心的施設としての強化、環境教育・環境学習の場の提供など、地域循環共生圏の核として機能しうる、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設を整備していくことが重要である。このため、整備計画が示す具体的な方向性に合致するよう、地域の特性や必要性に応じた一般廃棄物処理施設を総合的に整備していくこととする。

また、廃棄物処理施設は数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、広域的かつ計画的に廃棄物処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めることとする。

焼却施設については、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする。この際、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先するものとする。中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。

##### 2. 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

###### （2）持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営

廃棄物の排出抑制、再使用及び各種リサイクル法に基づく再生利用等の推進による効果に加えて、人口減少の進行により市町村が中間処理・最終処分する一般廃棄物の発生量は減少傾向にある。一方、人口減少・少子高齢化、地方の過疎化や都市への人口集中等に伴い、地方の若年人口、生産年齢人口の減少が進んでおり、廃棄物処理に係る担い手の不足や地域における廃棄物処理の非効率化が懸念されている。

また、廃棄物処理施設が老朽化するなど、多くの地域で施設更新を含む廃棄物処理システムの見直しが必要となっている。例えば、市町村が整備している一般廃棄物焼却施設については、築年数が 30 年を超える施設が 182 施設、40 年を超える施設が 20 施設現存する（2016 年 3 月末時点）。

これらの状況を踏まえ、将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。

このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を

計画的に進めていくべきである。また、その中で必要があればストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

また、地域特性を考慮しつつ、地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間の連携、他のインフラとの連携など、地域全体で安定化・効率化を図っていくことが重要である。その際、必要に応じて、P F I等の手法による施設設計の段階からの民間活力の活用、I C Tの導入による処理工程の監視の高度化及び省力化並びに施設間の連携強化などにより、社会経済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めるものとする。

#### (5) 災害対策の強化

東日本大震災においては、地震に加え、津波により、大量に発生した災害廃棄物の円滑な処理体制の構築が大きな課題となった。また、一部の廃棄物処理施設においては、復旧に時間を要し、通常どおりの廃棄物処理を行うことが困難な事態となった。

その後も、豪雨による水害・土砂災害、大規模な地震等、我が国では毎年のように大規模災害が発生している。また、今後も、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの発生が懸念されており、廃棄物処理施設が被災した場合の生活ごみやし尿の処理の継続性の確保や大量に発生する災害廃棄物の処理が大きな課題の一つである。

これらを踏まえ、様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。その際、大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持する等、代替性及び多重性を確保しておくことが重要である。

地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。これにより、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

また、市町村においては、平時の備えとして、廃棄物処理施設の整備状況を前提条件として、災害廃棄物の仮置場の候補地の選定を含めた災害廃棄物処理計画を策定するとともに、災害協定の締結等を含めた、関係機関及び関係団体との連携体制の構築や、燃料や資機材等の備蓄、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、収集運搬から処分まで、災害時の円滑な廃棄物処理体制の確保に努める。

さらに、都道府県においては、都道府県内や、都道府県域を越える広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、廃棄物処理施設の整備状況を把握するとともに、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との災害協定の締結等の連携体制の構築を進めるものとする。また、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努める。

(6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備

近年、廃棄物処理施設は、廃棄物の適正な循環的利用及び適正な処分のための機能に加え、廃棄物エネルギーを高効率に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、処理工程の見学など環境教育・環境学習の場としての機能等を有している。このような特長を十分活かし、今後の廃棄物処理施設整備に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点にとどまらず、人口減少等の社会状況の変化や地域の課題に対応し、廃棄物処理施設の地域社会インフラとしての機能を一層高め、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備を進めることが重要である。

このため、廃棄物処理手法の選択及び廃棄物処理施設の整備に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点に加え、循環型社会と低炭素社会や自然共生社会との統合的実現の観点も踏まえ、廃棄物の地域特性及び技術の進歩、地域振興、雇用創出、環境教育・環境学習の場としての活用、高齢者を含めた地域住民の福祉の向上等の効果について考慮し、地域に多面的な価値をもたらす廃棄物処理施設の整備を進めることとする。

例えば、廃棄物処理施設で回収したエネルギーを電気や熱として活用することによる地域産業の振興、自立分散型電源である廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、災害時の防災拠点としての活用、循環資源に関わる民間事業者等との連携による循環資源の有効利用の推進、地域住民を対象とした環境教育・環境学習機会の提供など、地域の特性に応じて、地域の課題解決や地域活性化に貢献することが考えられる。

また、このような施設整備の推進に当たっては、地方公共団体、民間事業者、地域住民が積極的に参画し、関係主体が一体的に検討できる事業体制を構築することが効果的である。さらに、工業団地や農業団地の造成・誘致事業などとの連携を積極的に進めるとともに、地域への価値創出の効果について明らかにすることで、産業誘致型の立地選定プロセスを採ることも考えられる。

参考資料 4. ごみ焼却施設の余熱利用の状況

府内におけるごみ焼却施設では、余熱を発電や暖房・給湯に利用することにより、ごみ処理のランニングコストの低減を図るなど、廃棄物エネルギーの有効利用を行っている。

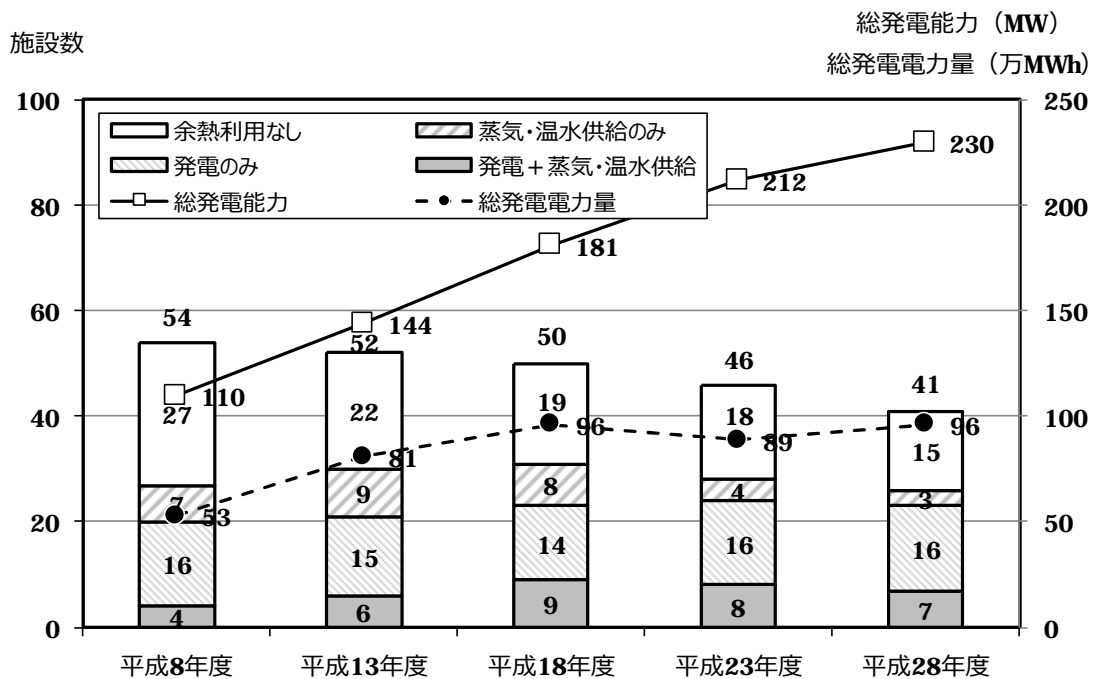
平成 28 年度に余熱による発電を実施しているごみ焼却施設は 23 施設、このうち売電を実施しているものは 20 施設である。発電利用状況は、総発電電力量 96 万 MWh のうち自家消費が 42 万 MWh (44.0%)、売電が 53 万 MWh (55.6%)、その他が 0.4 万 MWh (0.4%) となっている。総発電能力は、平成 8 年度には 110MW であったが、平成 28 年度には 230MW に達しており、総発電電力量は、平成 8 年度には 53 万 MWh であったが、平成 28 年度には 96 万 MWh となっている。

また、平成 28 年度に余熱による蒸気又は温水を周辺地域に供給しているごみ焼却施設は 10 施設ある。

ごみ焼却施設の余熱利用の状況

	平成 8 年度	平成 13 年度	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
ごみ焼却施設数	54	52	50	46	41
発電施設数	20	21	23	24	23
総発電能力 (MW)	110	144	181	212	230
総発電電力量 (万 MWh)	53	81	96	89	96
売電施設数	12	15	17	19	20
蒸気・温水供給施設数	11	15	17	12	10

ごみ焼却施設の余熱利用の状況





## 参考資料 5. 民間業者等による処理施設の設置状況

処理施設のうち、民間業者等が大阪府内に設置しているもの（廃棄物処理法第8条に基づく設置許可を受けて設置されているもの又は同法第15条の2の5の特例によって許可を受けずに設置されているもののうち、市町村の一般廃棄物処理計画に定められているなど情報が公表されているものに限る。）の設置状況は以下のとおりである。

最終処分場：1件

ごみ飼料化施設：1件

その他の施設（圧縮施設、破碎施設等）：9件

（平成31年3月末時点）

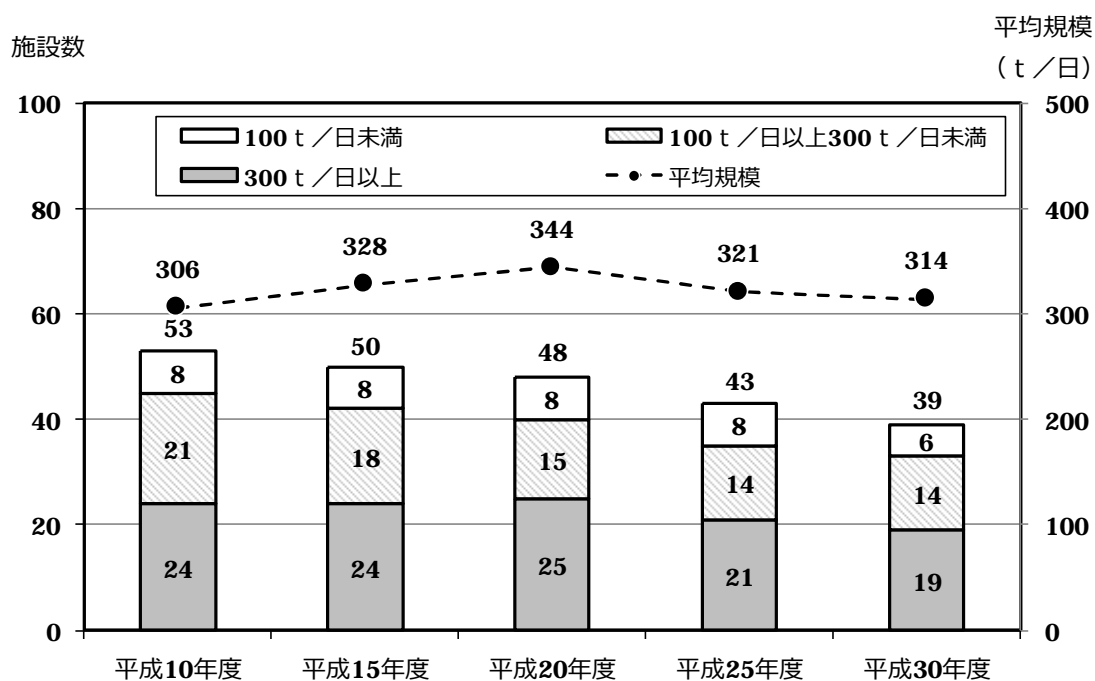
## 参考資料 6. ごみ焼却施設の規模別施設数と平均規模

府内のごみ焼却施設については、施設数は平成 10 年度の 53 施設から平成 30 年度には 39 施設と約 3 割減少している。また、施設の規模別で 100 t / 日以上のもので全体に占める割合は平成 10 年度も平成 30 年度も約 8 割でほぼ横ばい、施設の平均規模は平成 10 年度が 306 t / 日で平成 30 年度が 314 t / 日とほぼ横ばいである。

ごみ焼却施設の規模別施設数と平均規模

	平成 10 年度	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度
ごみ焼却施設数	53	50	48	43	39
100 t / 日未満の施設数	8	8	8	8	6
100 t / 日以上 300 t / 日未満の施設数	21	18	15	14	14
300 t / 日以上 の施設数	24	24	25	21	19
ごみ焼却施設の平均規模 ( t / 日)	306	328	344	321	314

ごみ焼却施設の規模別施設数と平均規模



## 参考資料7. ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量の推移

府内における市町村等のごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン類の排出量は、平成9年度には120g-TEQ/年であったが、平成29年度には0.60g-TEQ/年となっており、旧計画における当時の将来推計以上の大幅削減が図られている。また、現在は府内の全てのごみ焼却施設が排ガス等に係る排出基準並びにばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（焼却残渣）の処理に係る基準に適合している。

### ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量の推移

(g-TEQ/年)

	平成9年度	平成15年度	平成20年度	平成30年度※2
旧計画における現状・推計値※1	120	23	8.0	3.6
実績値※1	120	3.4	1.6	0.60

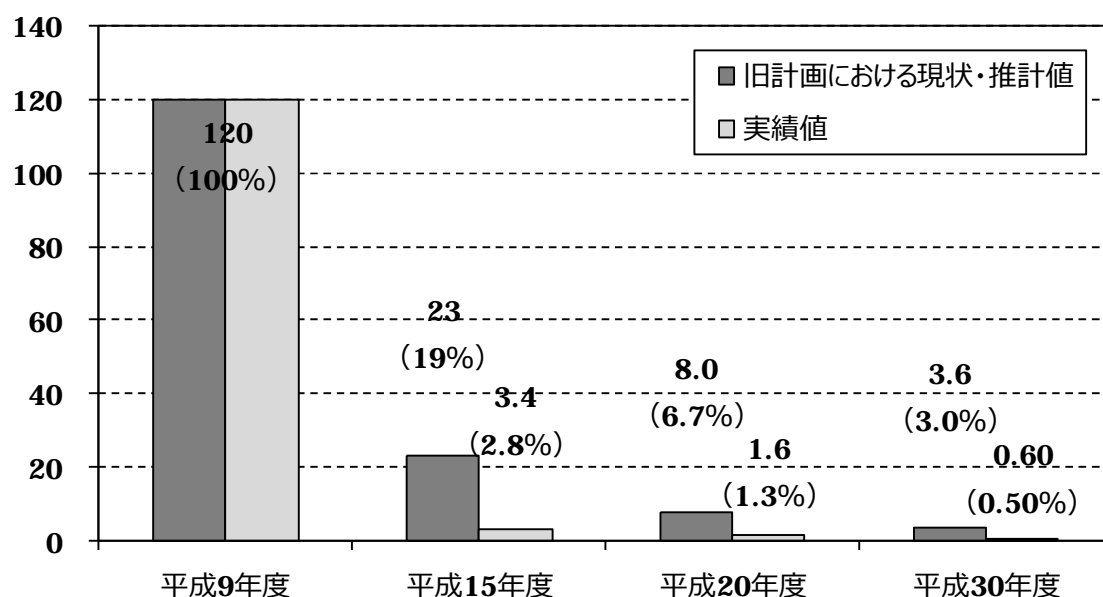
※1 「旧計画における現状・推計値」の全年度及び「実績値」のうち平成9年度については、環境庁（当時）による一般廃棄物焼却施設に係る推計方法に準じ、厚生省（当時）の調査結果から算出される PCDD+PCDF (I-TEF (1988)) からダイオキシン類 (WHO-TEF (1998)) へ換算する係数として 1.157 を使用し、コプラナーPCB を含めたダイオキシン類の排出量に換算したものを記載。

※2 「実績値」のうち平成30年度については、排出量が把握されている直近年度（平成29年度）のものを記載。

※3 ダイオキシン類の排出量は、有効数字を2桁として表記。

### ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量の推移

(g-TEQ/年)



## 参考資料 8. 大阪府の人口の将来推計

### (1) 大阪府の人口の現状

総務省の「平成 27 年国勢調査」によると、平成 27 年 10 月 1 日時点における大阪府の人口は 884 万人であった。

### (2) 大阪府の人口の将来推計

「大阪府の将来推計人口について」（平成 30 年 8 月、大阪府政策企画部企画室計画課）の概要は以下のとおりである。

- 推計期間
  - ・ 2015 年から 2045 年までの 5 年ごとの 30 年間。
- 推計手法
  - ・ 男女 5 歳階級別コーホート要因法により推計。
  - ・ ある時点の性・年齢別人口を基準人口とし、それぞれ年齢 5 歳階級別の純移動率及び生残率、子ども女性比などを与えて 5 年先の性・年齢階級別人口を推計し、このプロセスを推計期間まで繰り返す手法。
- 男女 5 歳階級別コーホート要因法に使用する仮定値
  - ① 基準人口
    - 2015 年国勢調査による 2015 年 10 月 1 日現在の都道府県別、男女年齢（5 歳階級）別人口。
  - ② 子ども女性比
    - ある年の 0－4 歳人口を 15－49 歳女性人口で割った値。
  - ③ 0－4 歳性比
    - ある年の 0－4 歳女性人口を 0－4 歳男性人口で割って 100 をかけた値。
  - ④ 生残率
    - ある年齢の人口が、5 年後になるまで死亡しない確率のことで、男女年齢（5 歳階級）別に設定。
  - ⑤ 純移動率
    - ある年齢の人口の 5 年間の転入超過率のことで、大阪府では、直近の社会移動の動向を踏まえて、男女年齢階級（5 歳階級）別の純移動率を独自に設定。
- 大阪府独自の純移動率の設定
  - ・ 総務省「人口推計」と厚生労働省「都道府県別生命表」により、2012～2017 年の純移動率を算定し、その値を基準純移動率とした。
  - ・ 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により算定した、直前の 5 年区間（2010～2015 年）及び 10 年区画（2005～2015 年）の社会移動の傾向を基準純移動率に反映させることで、転入超過の大きさにより、以下の 3 ケースを設定した。
    - ケース 1（転入超過大）：
      - 基準純移動率を 2015～2020 年以降の純移動率に設定。
    - ケース 2（転入超過中）：

直前の5年区間（2010～2015年）について、2010年と2015年で社会移動の大きさが縮小した比率を基準純移動率にかけて純移動率を設定。

ケース3（転入超過小）：

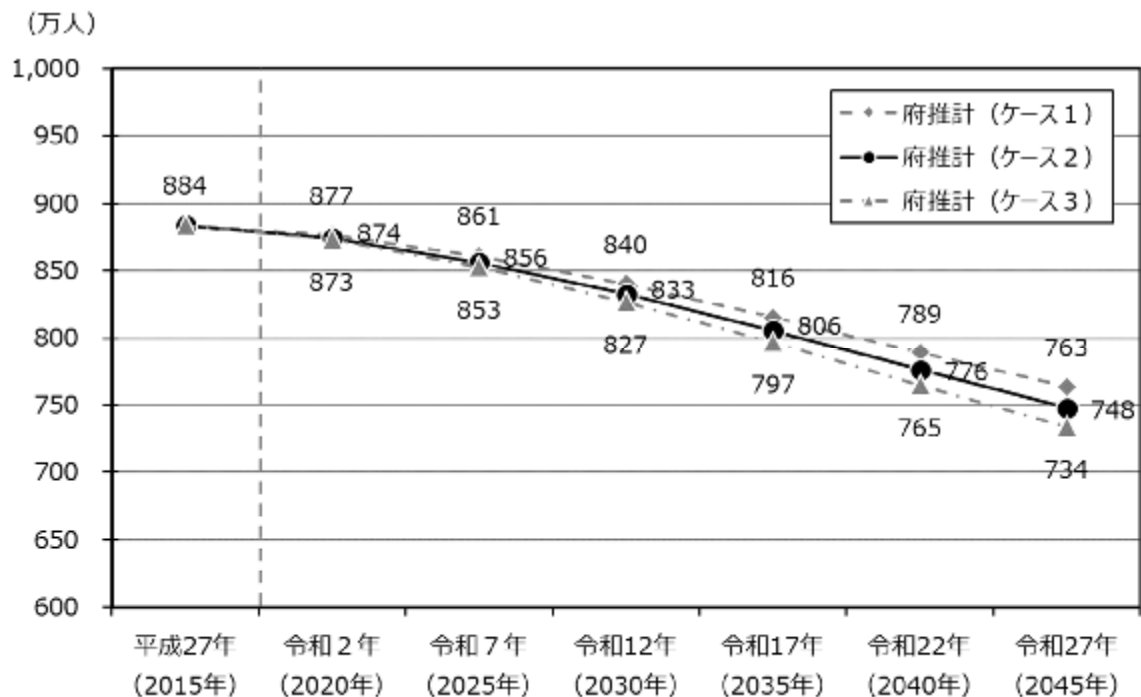
直前の10年区間（2005～2015年）について、2005年と2015年で社会移動の大きさが縮小した比率を基準純移動率にかけて純移動率を設定。

### 大阪府の人口の将来推計

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
府推計 (ケース1)	884万人	877万人	861万人	840万人	816万人	789万人	763万人
府推計 (ケース2)	884万人	874万人	856万人	833万人	806万人	776万人	748万人
府推計 (ケース3)	884万人	873万人	853万人	827万人	797万人	765万人	734万人

※ 平成27年（2015年）の人口は、総務省の「平成27年国勢調査」による実績値。

### 大阪府の人口の将来推計



## 参考資料 9. 大阪府のごみ排出量の将来推計

### (1) 大阪府のごみ排出量の現状

平成 28 年度（直近年度）における大阪府のごみ排出量は年間 307 万 t であり、このうち生活系ごみ排出量が 184 万 t、事業系ごみ排出量が 123 万 t であった。また、府民 1 人 1 日当たりの排出量は 950 g / 人・日であった。なお、平成 8 年度におけるごみの総排出量は年間 451 万 t、府民 1 人 1 日当たりの排出量は約 1,400 g / 人・日であった。

### (2) 大阪府のごみ排出量の将来推計（試算）

大阪府のごみ排出量の将来推計（試算）の概要は以下のとおりである。ごみ排出量の将来推計方法は、「大阪府循環型社会推進計画」の策定にあたって実施した方法に準じて行った。なお、ごみの適正な処理の確保の観点から安全側の推計となるよう、循環型社会への移行によるごみ排出形態の変化等は考慮していない。

- 将来人口（生活系ごみ）
  - ・ 「大阪府の将来推計人口について（ケース 2）」で示された推計値を用いた。
- 将来従業者数（事業系ごみ）
  - ・ 総務省の「経済センサス基礎調査」（平成 21 年、平成 26 年）で示された従業者数から、関数式（一次傾向線、修正指数曲線、対数関数曲線、べき乗曲線、ロジスティック曲線）を用いて推計（試算）を行い、傾きが最も緩やかな式によるものを採用した。
- 将来の生活系ごみ排出量  
＝直近年度の生活系ごみ排出量 / 直近年度の人口 × 将来人口
- 将来の事業系ごみ排出量  
＝直近年度の事業系ごみ排出量 / 直近年度の従業者数 × 将来従業者数
- 将来のごみ排出量  
＝将来の生活系ごみ排出量 + 将来の事業系ごみ排出量

将来人口及び将来従業者数の推計をもとにした簡便な試算により、将来のごみ排出量を推計すると、生活系ごみ排出量は人口の減少に伴い、また、事業系ごみ排出量は従業者数の減少に伴い、いずれも減少し、ごみ排出量全体としては、令和 7 年度には年間 298 万 t（平成 28 年度比 2.9%減）、令和 17 年度には年間 284 万 t（平成 28 年度比 7.5%減）、令和 27 年度には年間 269 万 t（平成 28 年度比 12.4%減）に減少すると見込まれる。

大阪府のごみ排出量の将来推計（試算）

	平成 28 年度 (2016 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 17 年度 (2035 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)	令和 27 年度 (2045 年度)
ごみ排出量	307 万 t	304 万 t	298 万 t	291 万 t	284 万 t	277 万 t	269 万 t
生活系	184 万 t	182 万 t	178 万 t	173 万 t	168 万 t	162 万 t	156 万 t
事業系	123 万 t	122 万 t	120 万 t	118 万 t	116 万 t	115 万 t	114 万 t

大阪府のごみ排出量の将来推計（試算）

